

はじめに

我が国においては、平均寿命は延伸するとともに、少子化等の影響により、世界に類を見ない速さで高齢化が進行しています。御宿町におきましても、少子高齢化は急速に進んでおり、高齢者をめぐる介護は、地域で暮らす高齢者やその家族にとって重要な課題となっています。

平成12年4月に、社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度が発足してから18年が経過しようとしており、この間、様々な介護サービス基盤が整備され、現在は高齢者やその家族を支える上でなくてはならない制度として確立しました。今後は、あらゆるニーズに対応して、医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を深化させていくことが重要となっています。

こうした中、本町に暮らす高齢者が、それぞれの意欲や心身の状況に応じて生きがいを持ちながら安心して暮らすことができ、また、高齢者に対して敬愛の念を持ち、お互いに助け合う地域づくりを推進するため、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3か年を計画期間とする「おんじゅくまち2018高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画を基に様々な施策や事業を展開しながら、町民の皆様が、いつまでも安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、努力してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたってご尽力をいただきました介護保険運営会委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、アンケート調査等を通じ多くの貴重なご意見をいただきました町民の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、本計画の実現のため、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

御宿町長 石田義廣

目 次

第1部	序 論	1
第1章	計画策定にあたって	2
第1節	計画策定の背景	2
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	計画期間	3
第4節	計画の策定体制	4
第2章	高齢者を取り巻く状況	5
第1節	人口・世帯の状況	5
第2節	要支援・要介護認定者の状況	9
第3節	疾病及び医療の状況	11
第3章	計画策定の基本的な考え方	13
第1節	基本理念	13
第2節	基本方針	14
第3節	施策体系	15
第2部	高齢者保健福祉計画	16
第1章	高齢者の健康づくりの推進	17
第1節	生きがいづくりの推進	17
第2節	保健サービスの充実	20
第2章	生活支援サービスの充実	26
第1節	在宅生活支援の充実	26
第2節	安心して暮らせる住まいの確保	34
第3節	権利擁護の推進	36
第4節	認知症施策の充実	37
第5節	安全・安心なまちづくりの推進	39
第3部	介護保険事業計画	41
第1章	介護保険制度の概要	42
第1節	介護保険制度のあらまし	42
第2節	第7期における介護保険制度の改正	44
第2章	地域支援事業の推進	47
第1節	地域支援事業の概要	47
第2節	介護予防・日常生活支援総合事業	48
第3節	包括的支援事業	54
第3章	介護保険サービス見込み量の推計	64
第1節	在宅サービスの見込み量	64
第2節	地域密着型サービスの見込み量	77

第3節 施設サービスの見込み量	82
第4章 介護保険事業の適正な運営	85
第1節 サービスの円滑な利用の促進	85
第2節 質の高いサービス基盤の確保	87
第3節 介護保険事業費の推計	88
第4節 介護保険料の算定	92
資料編	95

【平成の表記について】

2019年5月1日から平成に代わる新しい元号となることが決定していますが、計画策定時点において新元号が決まっていないため、本計画では、便宜上、平成のまま表記することとします。

【用語解説について】

本文中で※印がついている用語は、資料編の「用語解説」に説明があります。

第1部

序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 高齢者を取り巻く状況

第3章 計画策定の基本的な考え方

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

(1) 背景

■高齢化の進展

我が国は世界のどの国も経験したことのない速度で高齢化が進行しています。平成27年の国勢調査によると高齢化率は26.6%となり、国民のおよそ4人に1人が高齢者（65歳以上）となっています。本町においては、平成29年10月現在の高齢化率は48.8%と、およそ2人に1人が高齢者であり、さらに、4人に1人が75歳以上の後期高齢者※となっています。

今後、平成37（2025）年には、いわゆる「団塊の世代※」のすべての人が後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる一方、それを支える現役世代の人口が減少してきており、人口構造に対応した取組の一層の推進が求められています。

■高齢者像の変化

団塊の世代が高齢者となり、高齢者人口が増加する中、元気な高齢者も増え、それぞれが健康づくりに努め、趣味等を通して生きがいのある豊かな生活を営むとともに、それまでの経験や能力を活かし、社会貢献に取り組んでおり、地域活動の担い手としても期待されています。

一方、一人暮らしや高齢者のみの世帯及び認知症高齢者が増加し、不安を抱えながら生活する高齢者も増加するとともに、高齢者や家庭が抱える課題も複合化、複雑化してきています。

今後は、高齢者は「支えられる側」という画一的なものではなく、豊富な知識と経験を持つ高齢者が「支える側」として活躍し、地域社会に貢献できる体制を築くとともに、各分野が連携した包括的な支援体制の強化が求められています。

(2) 趣旨

こうした背景のもと、平成37（2025）年における高齢社会像を見据えながら、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても安心して生活できる環境を構築するとともに、中長期的な介護サービス見込量及び保険給付費※等並びに介護保険料の水準を推計し、持続可能な介護保険事業の運営を図るため、これまでの計画を見直し、新たに計画を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置づけられる計画で、両計画を一体的に策定するものです。

《高齢者保健福祉計画》

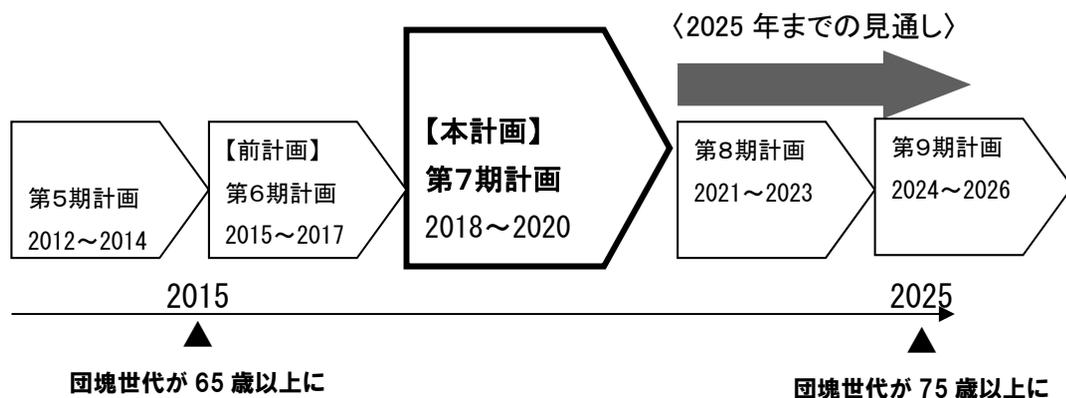
高齢期になっても、住み慣れた地域で尊厳を持って、健康で活動的に暮らしていくことができるよう、すべての高齢者を対象に、地域における保健・医療・福祉のニーズを把握し、必要とされるサービスを提供するための基盤を計画的・効率的に整備することを目的としています。

《介護保険事業計画》

高齢者が介護サービスを適切に受けられるよう、要支援・要介護状態となった人数やサービス利用意向を把握し、介護保険給付対象となるサービスの種類ごとに、必要とされるサービスを提供するための基盤を計画的・効率的に整備するとともに、介護予防や家族介護支援・権利擁護[※]等、介護保険制度を円滑に実施するためのものです。

第3節 計画期間

平成30（2018）年度を初年度とし、平成32（2020）年度を目標年度とする3か年計画とします。



第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、高齢者の実態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、介護保険サービスの利用状況や課題、サービス提供事業者の意向等を把握するため、サービス提供事業所に対してヒアリングシートを配布し、調査を行いました。

また、学識経験者や保健医療関係者、被保険者、サービス利用者、費用負担関係者等により構成する「介護保険運営協議会」において、計画内容の協議を行いました。

その他、平成30（2018）年1月11日よりパブリックコメントを実施し、住民の皆さまより意見の募集を行いました。

第2章 高齢者を取り巻く状況

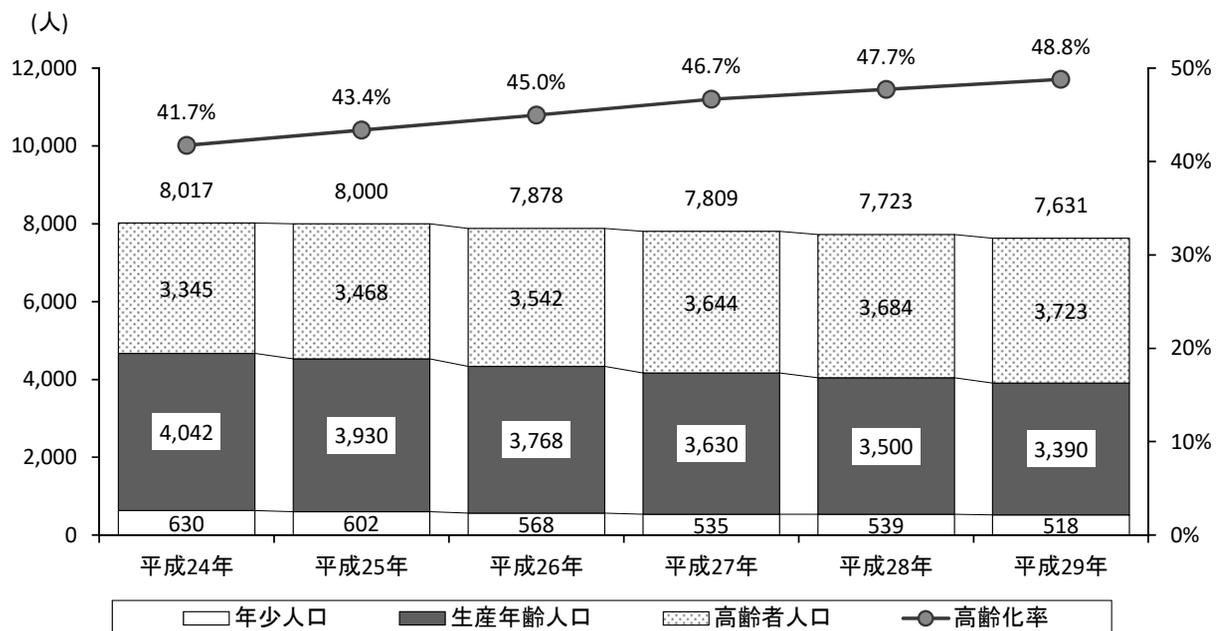
第1節 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は年々減少傾向にあり、平成29年には総人口は7,631人となり、5年間で386人(4.8%)減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少し続ける一方、高齢者人口(65歳以上)は一貫して増加し続けています。平成29年には高齢化率が48.8%まで上昇し、およそ2人に1人が高齢者という状況となっています。

■ 総人口(年齢3区分別)の推移



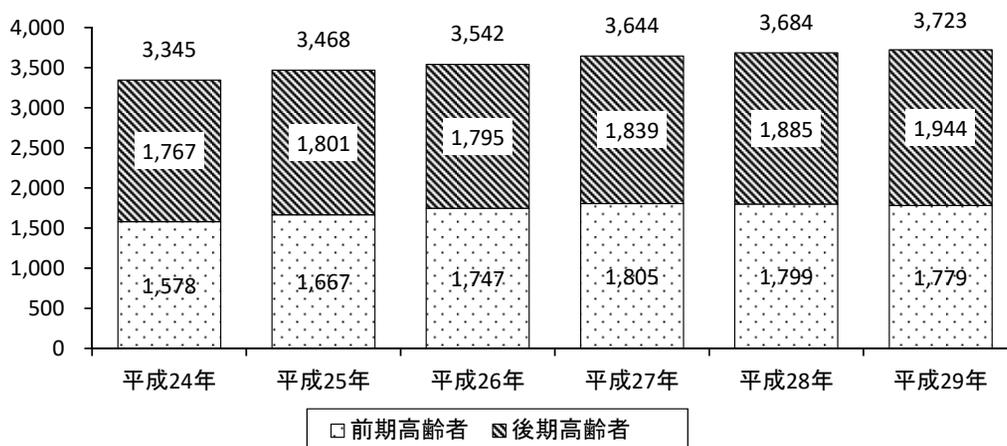
出典：住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口は、平成24年の3,345人から平成29年には3,723人となり、5年間で378人(11.3%)増加しています。平成26年までは、団塊の世代*が高齢者になったことから前期高齢者*が増加していますが、平成27年以降は横ばいとなり、後期高齢者*が増加しており、高齢者全体に占める割合も後期高齢者のほうが高くなっています。

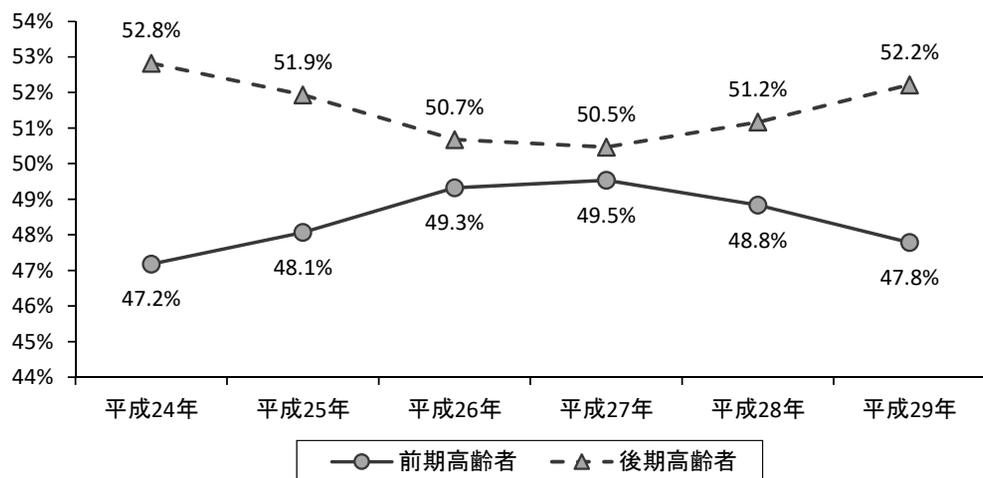
平成37(2025)年にはすべての団塊の世代が後期高齢者になることから、ますます後期高齢者数の増加が見込まれます。

■ 高齢者人口(前期・後期別)の推移



出典：住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

■ 前期・後期別高齢者割合の推移



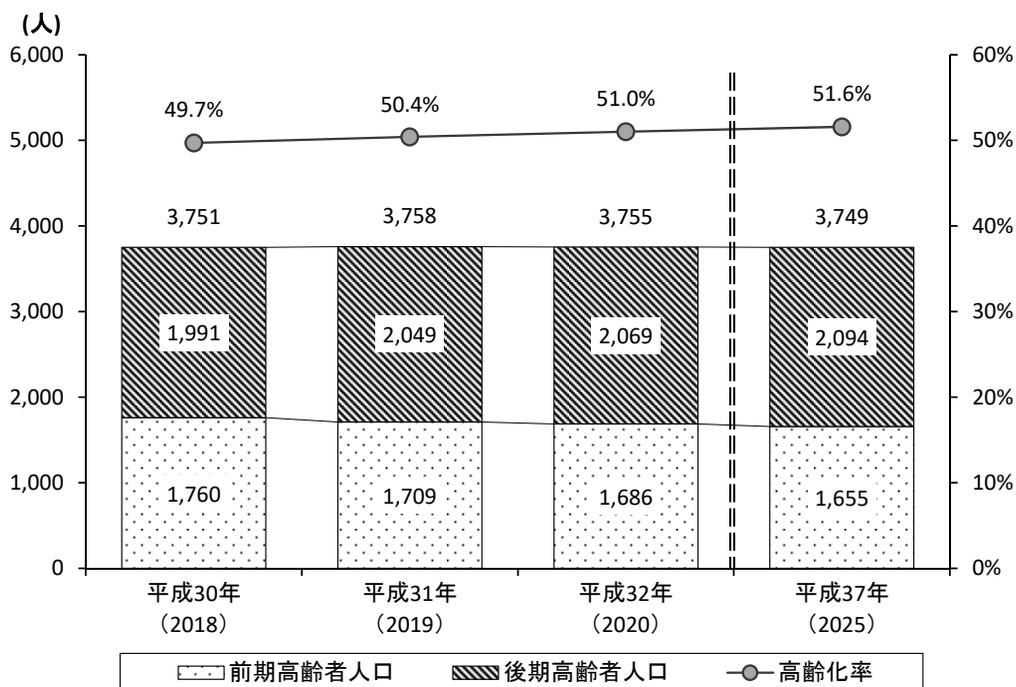
出典：住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

(3) 計画期間の高齢者人口の推計

平成25年から平成29年の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法[※]により計画期間の高齢者人口を推計すると、計画の最終年度となる平成32(2020)年で3,755人、平成37(2025)年で3,749人と、ほぼ横ばいで推移すると見込まれます。

高齢者数はほぼ横ばいで推移するものの、総人口が減少し、高齢化率は50%を超えると推計されています。また、前期高齢者[※]は減少し、後期高齢者[※]が増加すると推計されており、介護ニーズが一層高まる一方で、それを支える担い手が減少してくるものと見込まれます。

■ 計画期間中の高齢者人口（前期・後期別）の推計



※各年10月1日時点の推計値

(4) 世帯の状況

国勢調査の結果から本町の世帯の状況をみると、一般世帯数は減少傾向にあるものの、65歳以上の高齢者のいる世帯（以下、高齢者世帯という）は増加しています。平成27年10月現在で高齢者世帯は2,176世帯となり、全体に対する割合も71.3%まで上昇しています。

特に、高齢者単独世帯と高齢夫婦世帯の数が増加しており、一般世帯総数の4割以上を占めています。

■高齢者世帯（世帯構成別）の状況

	平成22年		平成27年	
	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯総数	3,109	100.0	3,051	100.0
高齢者世帯	2,023	65.1	2,176	71.3
単独世帯	495	15.9	581	19.0
夫婦世帯	677	21.8	753	24.7
同居世帯	851	27.4	842	27.6

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

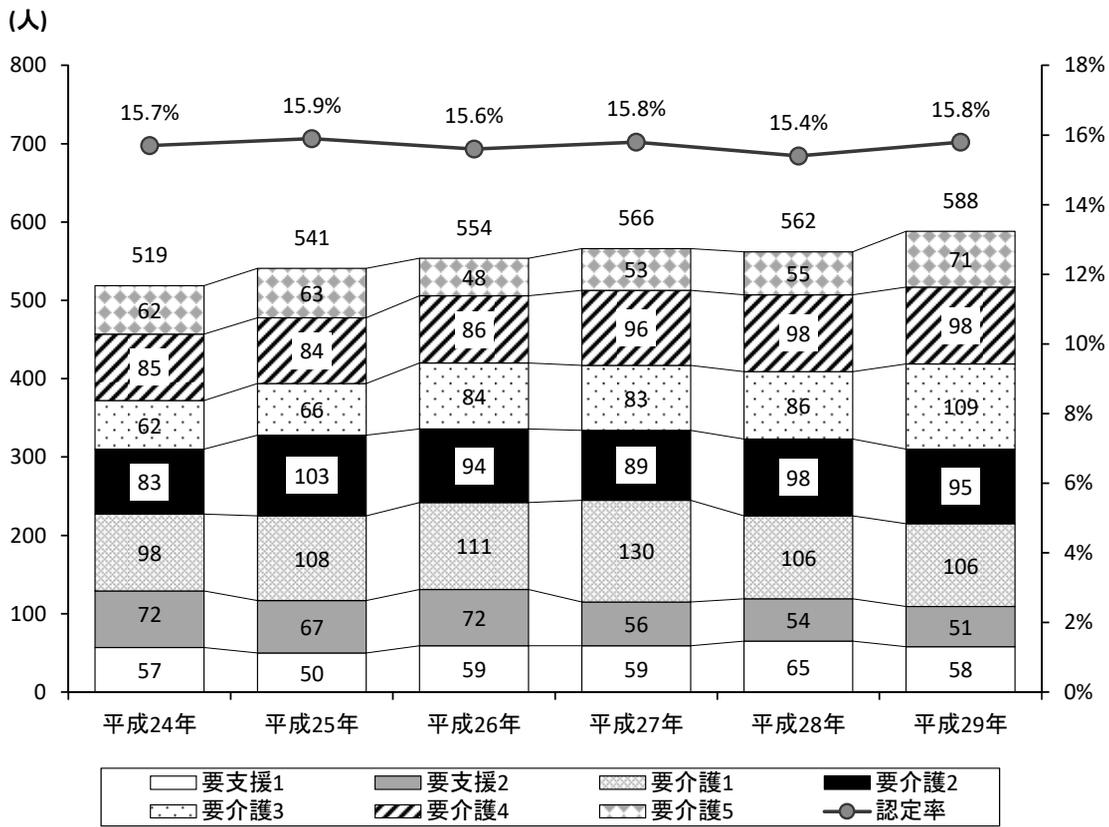
第2節 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者[※]数の推移をみると、高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加傾向がみられます。第一号被保険者数に対する認定者の割合（認定率）は、ここ数年は概ね横ばいで推移しています。

要介護度別にみると、年によって増減があるものの、要支援は減少傾向がみられ、要介護2～4の認定者数が増加してきています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



出典：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

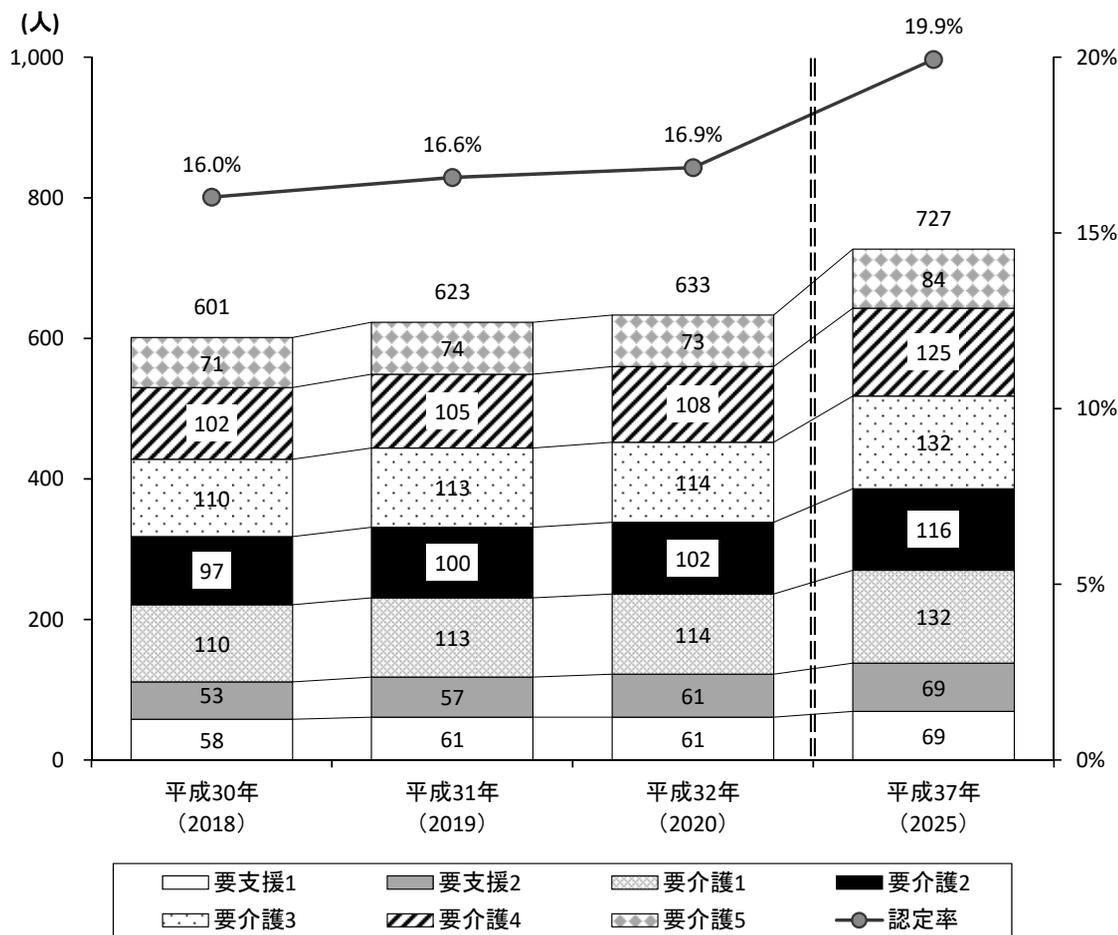
(2) 計画期間中の要支援・要介護認定者数の推計

性別・年齢別の要支援・要介護認定率の実績を踏まえて設定した将来の認定率を、将来推計人口に乗じて、計画期間中の要支援・要介護認定者数を推計しました。

認定率の高い後期高齢者^{*}の増加に伴い、要支援・要介護者数は増加し、計画の最終年度となる平成32(2020)年には633人になると推計されます。

また、平成37(2025)年までの長期推計では、認定率、認定者数ともに増加していくことが見込まれます。

■ 計画期間における要支援・要介護認定者数の推計



※各年9月末日時点の推計値

第3節 疾病及び医療の状況

1 死亡原因

死因別死亡数の順位をみると、ここ数年では、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、肺炎が上位4位までを占めています。

■死因別死亡数（順位）の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1位	心疾患	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2位	悪性新生物	心疾患	心疾患	心疾患
3位	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患
4位	肺炎	肺炎	肺炎	肺炎
5位	老衰	老衰	老衰	老衰

出典：衛生統計年報

※1位から4位までが死亡数全体の約75%を占めています。

2 医療の動向

(1) 国民健康保険

国民健康保険における診療状況をみると、診療件数においては循環器系、歯及び歯の支持組織の障害、内分泌栄養及び代謝が上位にきており、診療点数においては、循環器系、新生物、精神及び行動の障害が上位にきています。

■診療件数（順位）の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1位	循環器系	循環器系	循環器系	歯及び歯の支持組織の障害	循環器系
2位	歯及び歯の支持組織の障害	歯及び歯の支持組織の障害	歯及び歯の支持組織の障害	循環器系	歯及び歯の支持組織の障害
3位	筋骨格系及び結合組織	筋骨格系及び結合組織	筋骨格系及び結合組織	筋骨格系及び結合組織	内分泌栄養及び代謝

■診療点数（順位）の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1位	循環器系	新生物	循環器系	循環器系	循環器系
2位	新生物	循環器系	筋骨格系及び結合組織	新生物	新生物
3位	腎尿路生殖器系	筋骨格系及び結合組織	新生物	歯及び歯の支持組織の障害	精神及び行動の障害

※各年6月審査分

(2) 後期高齢者医療

後期高齢者[※]医療における診療状況をみると、診療件数においては循環器系、筋骨格系及び結合組織、眼及び付属器の疾患が上位にきており、診療点数においては、循環器系、筋骨格系及び結合組織、消化器系の疾患等が上位にきています。

■診療件数（順位）の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1位	循環器系	循環器系	循環器系	循環器系	循環器系
2位	消化器系の疾患	消化器系の疾患	筋骨格系及び結合組織	筋骨格系及び結合組織	筋骨格系及び結合組織
3位	筋骨格系及び結合組織	筋骨格系及び結合組織	内分泌、栄養及び代謝疾患	内分泌、栄養及び代謝疾患	眼及び付属器の疾患

■診療点数（順位）の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1位	循環器系	循環器系	循環器系	循環器系	循環器系
2位	新生物	新生物	新生物	筋骨格系及び結合組織	筋骨格系及び結合組織
3位	消化器系の疾患	消化器系の疾患	筋骨格系及び結合組織	新生物	消化器系の疾患

※各年6月審査分

第3章 計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町に暮らす高齢者が、それぞれの意欲や心身の状況に応じて生きがいを持ちながら安心して暮らすことができ、また、高齢者に対して敬愛の念を持ち、お互いに助け合う地域づくりを推進するため、本計画を推進し、施策を展開するにあたっての基本理念（基礎となる考え方）を以下のとおりとします。

①高齢者の自立支援

高齢者自身が本人の意思に基づき、自らの有する能力を最大限活かしながら、自立した質の高い生活を送ることができるよう、きめ細かな支援の充実を図ります。また、高齢者が生活環境の変化に対応し、地域で生活できる体制を検討します。

②尊厳の保持と権利擁護※

住み慣れた地域でその人らしく安心して生活を送ることができるよう、すべての高齢者の尊厳と権利が守られるための体制の強化を図ります。

③利用者本位のサービス提供

利用者が安心してサービス提供を受けることができるよう、サービスを必要とする人が希望するサービスを適切に選択できるための体制の充実とサービス水準の確保・向上を図ります。

④地域における支え合い

2025年における超高齢社会を見据え、高齢者自身も支える側として活動しつつ、地域全体で見守り、支え合う体制づくりを支援します。

第2節 基本方針

高齢者施策の基本理念に基づき、社会情勢や各種制度等の動向を踏まえ、本計画を策定するにあたっての基本方針（目指す姿・方向性）を以下に示します。

①生涯活躍のまちの推進

本町に暮らす高齢者が、仕事や趣味、自己啓発からスポーツ・健康づくり、各種サークル活動、まちづくりやコミュニティ活動等、様々な場面で多世代と交流しながら、生涯にわたり活躍し、心身ともに健康で、いつまでも安心していきいきと暮らせるまちを目指します。

②地域共生社会の実現

年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮し、誰もが安心して自分らしく暮らしていくことができるために、これまでの「支える側」と「支えられる側」といった画一的な支援ではなく、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながりながら、地域をともに創っていく「地域共生社会^{*}」の実現を目指します。

③持続可能な介護保険事業の運営

社会に定着し、介護家族を支える大きな役割を担っている介護保険制度を持続可能なものとするため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かなサービスが提供される体制の強化と基盤の確保に努めるとともに、自立支援、重度化防止並びに介護給付費^{*}等の適正化に取り組む等、適正な介護保険事業の運営を推進します。

第3節 施策体系

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の自立支援 ○尊厳の保持と権利擁護※ ○利用者本位のサービス提供 ○地域における支え合い 		
基本方針	○生涯活躍のまちの推進	○地域共生社会※の実現	○持続可能な介護保険事業の運営

I 高齢者保健福祉計画	1 高齢者の健康づくりの推進	1 生きがいづくりの推進
	2 生活支援サービスの充実	2 保健サービスの充実
		1 在宅生活支援の充実
		2 安心して暮らせる住まいの確保
		3 権利擁護の推進
4 認知症施策の充実		
II 介護保険事業計画	1 地域支援事業の推進	1 介護予防・日常生活支援総合事業
		2 包括的支援事業
	2 介護保険サービス見込み量の推計	1 在宅サービスの見込み量
		2 地域密着型サービス※の見込み量
		3 施設サービスの見込み量
	3 介護保険事業の適正な運営	1 サービスの円滑な利用の促進
		2 質の高いサービス基盤の確保
		3 介護保険事業費の推計
		4 介護保険料の算定

第2部

高齢者保健福祉計画

第1章 高齢者の健康づくりの推進

第2章 生活支援サービスの充実

第1章 高齢者の健康づくりの推進

第1節 生きがいつくりの推進

高齢者一人ひとりが持つ意欲や知識、技術等に応じて、自らの生きがいつくりに積極的に取り組むことができる環境づくりを推進します。

(1) 生きがい対策支援事業

■現状と課題

スポーツ大会や囲碁・将棋大会を老人クラブ連合会に委託しており、高齢者自身が運営スタッフになり、やりがいを持つことができます。参加者の固定化と送迎手段の確保が課題となっています。

また、シルバー人材バンクについては、依頼は増加している一方で、登録者が増加するよう、周知が必要です。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
わくわくスポーツ大会 (保育所児童・老人クラブ会員合同)	開催回数	回	1	1	1
	参加者数	人	56	62	63
	児童参加者	人	26	32	30
高齢者パークゴルフ大会	開催回数	回	1	1	1
	参加者数	人	25	33	30
高齢者スポーツ大会	開催回数	回	2	2	2
	参加者数	人	127	132	130
高齢者囲碁・将棋大会	開催回数	回	1	1	1
	参加者数	人	25	26	20

■今後の方針

スポーツ大会等事業は継続し、参加者増のために周知を図ります。

シルバー人材バンクについて、社協で発行するシルバー人材バンク通信のほかにも町お知らせ版等での広報に努めます。

(2) 老人クラブ活動の支援**■現状と課題**

各地区にある単位老人クラブと、町老人クラブ連合会を支援しています。
新規会員の入会が少なくなっているため、会員数は減少傾向にあります。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
老人クラブ	団体数	団体	10	10	10

■今後の方針

高齢者生きがい対策支援事業のスポーツ大会等高齢者が集まる場を利用して、新規会員の勧誘を進めます。

(3) 生涯学習の推進**■現状と課題**

公民館では、生涯学習推進のため、英会話やパワーヨガ、菜園等の主催教室、和菓子づくりやフットゴルフ等の文化体験プログラムを実施しているほか、大学教授等による公開講座を開催する等住民ニーズに合わせた各種事業を展開しています。

しかしながら、公民館事業への参加者の固定化や高齢化が顕著になってきており、新規参加者の確保が課題となっています。

■今後の方針

生涯学習推進のため幅広い世代のニーズに応える魅力ある主催教室の開催に努めるとともに、公民館自主活動登録団体（自主グループ）の育成を支援し、幅広い年齢層の参加を促進します。

(4) 活動・交流拠点の整備・活用

■現状と課題

本町が推進する「生涯活躍のまち・おんじゆく（御宿版CGR）構想」※では、高齢者を含む様々な年代の地域住民が交流し、活躍する拠点の整備を推進しています。拠点には、核となる拠点のほか、里山や里海、まちなかにもサテライト拠点を設けることにより、活気と人材と雇用の創出を目指しています。

地域のニーズや課題を踏まえ、求められる機能や設置場所、運営方法等について地域住民と十分協議しながら進めていく必要があります。

■今後の方針

庁内関係部署間の連携により、構想に基づいた交流拠点を具体化し、整備を推進するとともに、高齢者が気軽に集い、交流できる通いの場として「サロン」を設置する等、生きがいつくり・健康づくり活動に活用します。

また、高齢者を含む地域住民が自ら運営に携わる体制を構築し、担い手として活躍できる場、住民主体の支え合い活動の拠点としても活用していきます。

第2節 保健サービスの充実

病気に対する早期発見・早期治療を促進するとともに、高齢者が主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

(1) 健康診査・各種検診

■現状と課題

各医療保険者による特定健康診査※と併せて、40歳以上の方を対象に肝炎ウイルス検査を継続実施しています。また、平成24年度より再開した前立腺がん検診も継続実施しています。

特定健康診査では集団健診日の追加日程を引き続き設け、健診未受診者へ電話での個別受診勧奨を行い、受診者数の増加に努めています。後期高齢者※健診の受診率は増加していますが、特定健診の受診率は横ばいの状況であるため、受診勧奨方法の検討が必要であります。

平成26年度から開始した歯周病検診は、口腔疾患の予防、早期発見・早期治療とともに高齢期において口腔機能の維持・向上のために、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に継続実施しています。

がん検診では受診者が乳がん検診以外、横ばいあるいは減少傾向にあります。乳がん検診については、メディアの影響もあり、増加傾向にありますが、一時的なものとならないよう受診者への継続した検診のきっかけづくりをすることが必要です。また、未受診者へ受診勧奨を行うとともに、未受診理由等も把握する必要があります。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査※	受診者数	人	786	768	746
(75歳以上再掲)	受診者数	人	227	250	258
肝炎ウイルス検査	受診者数	人	127	131	88
胃がん検診	受診者数	人	514	492	452
子宮がん検診	受診者数	人	344	341	342
胸部(結核・肺がん)	受診者数	人	1,098	1,063	1,060
乳がん検診	受診者数	人	652	678	681
大腸がん検診	受診者数	人	1,158	1,078	1,115

※国保、後期、生活保護受給者を対象とした健康診査

■ 今後の方針

広報やポスター等による周知及び啓発を行うだけでなく、乳幼児や小中学生等の保護者への周知、商工会や漁組等の職域への周知・啓発を行い、受診率向上を目指します。引き続き、電話での受診勧奨や検診受診状況調査を実施し、未受診者への受診勧奨を行っていきます。同時にアンケートを行い未受診の理由等を把握していきます。

また、休日検診やがん検診無料クーポン券の発行を引き続き行い、受診しやすい環境を整えていきます。

(2) 予防接種

■ 現状と課題

対象者の経済的負担を軽減すると共に、高齢者の肺炎の予防、重症化及びまん延を防ぐよう実施しています。対象者には個別に通知を行い、接種率の向上を図っています。肺炎球菌の予防接種は、1人1回のみのものであり、最初に助成を受けた方が5年経過し、再度助成を受けたいという問合せもありました。また、肺炎球菌ワクチンの23価から13価への変更や、接種回数についても今後改正が行われる可能性もあるため注意が必要です。

■ 実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
インフルエンザ	接種者数	人	1,821	1,716	1,785
肺炎球菌	接種者数	人	279	224	250

■ 今後の方針

高齢者の肺炎の罹患や、重症化予防のため、今後も予防接種を行います。ワクチンの変更や、接種回数の変更が行われた場合には、個別周知等も含め、柔軟に対応していきます。

(3) 健康教育

■現状と課題

小集団を対象としたヘルシーサークルや栄養教室、社協実施の男の料理教室、平成25年度から新たに実施している糖尿病予防教室等を通して、生活習慣病[※]予防・改善への指導等を実施していますが、参加希望者が少なく、開催できていない事業もあります。事業内容に変化がなく、実施回数も少ないため、健診結果にも反映できていません。年間を通した全面的な事業の見直しの必要があります。また、生活習慣病予防だけでなく、世代を越えた継続的な健康づくりを行っていく必要があります。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康教育	開催回数	回	32	14	23
	延人数	人	334	314	325

■今後の方針

全面的な事業の見直しを行い、介護予防事業等と連携して事業を展開します。医師や理学療法士[※]等の医療関係者、健康運動指導士や管理栄養士等の他機関の専門職を活用し、健診結果に反映する事業内容とします。また、住民・学生ボランティアを活用し、専門職だけでなく、住民との協働による事業とします。

(4) 健康相談

■現状と課題

重点健康相談事業として特定健診結果説明会では、平成26年度より特定保健指導※の未利用者への電話利用勧奨を行っており、利用率向上に貢献しています。また、総合健康相談では、健診終了時期に公民館で年3回実施し、それ以外は電話相談等で随時実施しています。

健康相談や特定健診結果説明会では65歳以上の方が多く、参加者の固定化がみられてきています。保健指導対象者となっても未利用が多く、生活習慣改善に関する個別の保健指導が一部の方にしか実施できていない状況です。

相談では、疾病に対する知識や理解度を確認し、本人の身体状況や生活状況等に合わせた具体的な保健指導・栄養指導が必要となっています。また、健診結果の説明だけでなく、家族相談、メンタルフォローが必要なケースもあります。結果説明会に参加できなかった方の利用や健診結果だけではない家族相談につながることもあるため、福祉担当者・地域包括支援センター※や他機関と連携しながら継続したフォロー・支援が必要です。

なお、夷隅広域市町村圏事務組合では、「健康相談ダイヤル24」による無料健康相談を24時間体制で継続実施しています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
重点健康相談	開催回数	回	8	10	8
	延人数	人	108	100	143
総合健康相談	開催回数	回	3	3	3
	延人数	人	34	17	20

■今後の方針

広報や年間保健事業予定表の配布、健康教育や他の事業での案内、健診結果に日程を同封する等引き続き周知していきます。また、個別性を重視した保健指導・栄養指導とともに、必要時には地域包括支援センター等関係職種と連携し、支援を行っていきます。

(5) 訪問指導

■現状と課題

集団検診後のフォローアップ対象者や精神疾患で療養中の方に対し、訪問指導を実施しています。高齢者の相談は地域包括支援センター※で担っていますが、同居している家族が要介護状態であったり、障害者である世帯も多く、保健師だけでなくケアマネジャー※やヘルパー、精神保健福祉士等、関係機関と連携し、個々にあった見守りや指導を行っています。

がん検診では受診者数の半数を高齢者が占めており、精密検査となる方も多くいます。

精神疾患等で在宅療養中の方だけでなく、同居している家族も高齢等で、家族全体の健康管理を支援する必要があるケースが多くなっています。ニーズも多様化しており、医療機関等、関係機関との密な連携が必要となってきています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問指導	開催回数	回	26	43	35
	延人数	人	26	43	35

■今後の方針

在宅療養されている方やその家族を支援するため、地域包括支援センターや医療機関、施設と連絡調整を行いながら、家族の相談に対し、保健師・福祉担当者・ケアマネジャー等が連携して対応していきます。

また、検診を受診して終わるのではなく、必要な精密検査を確実に受診し、疾病の早期発見・早期治療につなげられるよう訪問指導を実施していきます。

(6) 健康づくり事業**■現状と課題**

海洋センターと共同で実施している「健康・体力チェック」では、身体・骨密度測定や体力チェック、栄養、保健指導を行っています。外部講師による体力測定結果の説明、保健・栄養コーナーでは身体・骨密度測定に基づく生活習慣病[※]予防に関する生活・食事指導、その他の疾患の相談に応じています。

また、食生活改善会には、高齢者に多くみられる骨粗鬆症予防について、知識普及や試食品の提供を委託しています。各地区の老人クラブにおいて、高齢者の低栄養を防ぐための講話や試食品の提供等も行っています。各講話や試食品提供にあたっては、事前に定期講習会を開催し、保健や栄養の知識普及と質の向上に向け関わっています。

両事業とも参加者の固定化が進み、新規参加者の確保が課題となっています。

さらに、歯の健康づくりにおいては、歯周病検診を行うとともに、歯の健康に対する意識啓発に向け、「高齢者のよい歯のコンクール」への参加促進を図っていますが、参加者が少なく、口腔機能の維持・向上に対する関心を高められるように参加の呼びかけが必要です。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康・体力チェック	開催回数	回	2	2	2
	延人数	人	49	89	99
よい歯のコンクール (高齢者の部・町審査)	参加者数	人	0	1	1

■今後の方針

引き続き食生活改善会による健康づくり、介護予防のための食生活推進活動を推進していきます。

口腔機能の維持・向上に対する関心を高めるよう、保健事業で歯の健康に対する講話や「高齢者のよい歯のコンクール」への参加を呼びかけていきます。

第2章 生活支援サービスの充実

第1節 在宅生活支援の充実

高齢者が安心して在宅で暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かなサービスの充実に努めます。

(1) 緊急通報装置設置事業

■現状と課題

概ね 65 歳以上の高齢者の一人暮らし、高齢者世帯等を対象に緊急通報装置を設置しています。非常通報のほか、ライフリズム監視・火災監視・ヘルスケアサービスを基本サービスとして実施しています。

民生委員児童委員※協議会で緊急通報システムの説明を行い、事業への理解を深めました。事業内容や利用方法が十分に周知されていないことが課題となっているので、地域の高齢者に広く周知していく必要があります。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
緊急通報装置 設置事業	新規設置数	件	24	22	24
	設置件数	件	229	236	249

■今後の方針

広報や町HPを通じて事業の周知を図ります。また、高齢者の実態を把握している民生委員児童委員と連携を図り、必要な方がサービスを利用できるよう支援します。

(2) 交通手段の確保

■現状と課題

日常生活に欠かせない買い物や通院等の移動手段は、徒歩や自転車、自家用車を使用する方が多く、加齢に伴ってタクシーや家族の送迎に移行したり、買い物については、ヘルパーによる家事支援（訪問介護）を利用する方もいます。平成26年10月に導入された御宿町地域公共交通（乗り合い運行エビアミー号）は、利用者の意見を反映させながら事業を進め、共通乗降場所を8か所から13か所に追加しており、利用者数も増加しています。

今後は、高齢ドライバーの安全性の問題等を背景に、マイカーをやめる、あるいは使えない高齢者は増えると予想されます。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
御宿町地域公共交通 エビアミー号	利用者数	人	4,651	4,976	4,450

■今後の方針

今後は、高齢ドライバーの安全性の問題等を背景に、マイカーをやめる、あるいは使えない高齢者は増え、ますます車等の移動手段が必要となる状況が予想されるため、地域の足としての御宿町公共交通（乗り合い運行エビアミー号）の、利便性の向上や効率化についての対応策を検討する必要があります。

(3) 生活管理指導員派遣事業

■現状と課題

介護保険制度における非該当者や病気等で一時的な生活機能の低下をきたしている高齢者に対し、町が委託する事業所のヘルパーが生活指導を実施する事業で、利用者のニーズに応じたサービスを提供しています。

今後も、支援を要する高齢者を把握し、適正なサービスを提供する必要があります。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活管理指導員 派遣事業	実人数	人	1	1	5
	延回数	回	8	3	12

■今後の方針

医療機関等との連携により、引き続き非該当者への円滑なサービス提供を行い、高齢者の福祉増進を図っていきます。

(4) 生活管理指導短期宿泊事業**■現状と課題**

身体的原因または生活環境の変化により生活指導が必要な高齢者に対し、町が委託する養護老人ホーム※において、一時入所による指導を実施しています。要介護状態ではないが、基本的な生活習慣が欠如している高齢者が一定期間、養護老人ホームに入所することで、生活改善を図ります。

緊急に受入れが必要となるケースもあるため、養護老人ホーム等受け入れ先の確保を含めた体制づくりを行う必要があります。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活管理指導 短期宿泊事業	実人数	人	1	0	1
	延日数	日	64	0	10

■今後の方針

高齢者世帯の増加により、事業の必要性は増えています。引き続き、状況に合わせた対応と受入れ体制の確保に努めます。

(5) 寝具乾燥消毒サービス事業**■現状と課題**

寝たきり等、身体的な理由により自宅で寝具の乾燥ができない65歳以上の高齢者を対象に、寝具乾燥車を派遣し、敷布団・掛布団・毛布の乾燥等を行っています。

町で委託していた寝具乾燥消毒事業者の廃業に伴い、利用実績がありませんが、今後も継続事業として実施していくため、高齢者への利用促進を図ることが必要です。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
寝具乾燥消毒 サービス事業	実人数	人	1	0	1
	延回数	回	9	0	2

■今後の方針

広報活動等を通じて、利用の促進を図ります。

(6) 配食サービス（さわやか配食）【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

社会福祉協議会*が主体となって実施している事業で、70歳以上の一人暮らし高齢者の方に対し、毎月1回（7、8月を除く）1食（昼食）の食事を配達しています。

1人暮らし高齢者の見守りや状況把握、高齢者の負担解消に役立っており、利用数も増加傾向にあります。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
配食サービス （さわやか配食）	延人数	人	427	378	380
	延回数	回	10	10	10

■今後の方針

今後も社会福祉協議会による事業実施を継続します。

(7) ふれあい会食会【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

高齢者の孤独感の解消を目的とした昼食会で、栄養士による指導のもとに調理ボランティア（御宿町食生活改善会）が手づくりの昼食を年3回、提供しています。

栄養士指導による食事の提供や健康チェックを行うことで、高齢者の健康への意識向上に役立っています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
ふれあい会食会	開催回数	回	3	3	3
	延参加人数	人	95	78	80

■今後の方針

今後も社会福祉協議会による事業実施を継続します。

(8) 福祉資金貸付制度【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

社会福祉協議会*が主体となって実施している事業で、国民健康保険加入者で、医療費の本人負担が高額になり、支払いが困難な方に対して貸し付けを行っています。なお、高額療養費返還予定金額の9割までを限度額としています。

必要な方が利用できるよう、保健福祉課窓口での案内を行っています。医療の高度化に伴って医療費が高額になってきており、対象者へ貸付を行うことで、医療機関への支払いの滞りの抑制につながっています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉資金貸付制度	利用件数	人	0	0	1
	うち高齢者	人	0	0	1

■今後の方針

今後も社会福祉協議会による事業実施を継続します。

(9) 福祉機器の貸し出し【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

社会福祉協議会が主体となって実施している事業で、病気や怪我のために必要となったベッド、エアマット、車いす、歩行器、4点支持杖等の福祉機器を短期間(1か月)貸し出しています。

必要な方が利用できるよう、保健福祉課窓口での案内を行っています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉機器	貸出件数	件	81	68	70

■今後の方針

今後も社会福祉協議会による事業実施を継続します。

(10) ゆうあい号の貸し出し**■現状と課題**

社会福祉協議会※に委託し、車いすを搭載できる車（ゆうあい号）を貸し出しています。

必要な方が利用できるよう、保健福祉課窓口での案内を行っています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
ゆうあい号	貸出件数	件	59	50	50

■今後の方針

今後も社会福祉協議会による事業実施を継続します。

(11) ほっとサロン【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

社会福祉協議会がボランティアの協力により実施している事業で、一人暮らしや家の中に閉じこもりがちな高齢者等と地域住民が気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくり、生きがいつくり、健康づくりの幅を広げる活動を行っています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
ほっとサロン	開催回数	回	13	12	12
	延参加人数	人	462	340	380

■今後の方針

今後も社会福祉協議会による事業実施を継続します。

(12) 紙おむつ配布事業【社会福祉協議会※事業】**■現状と課題**

紙おむつを日常的に使用する高齢者等の在宅介護家庭に対し、経済的・精神的負担を軽減することを目的として、紙おむつを配布しています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
紙おむつ配布事業	実人数	人	42	48	63

■今後の方針

在宅での介護負担の軽減のために、今後も事業を継続していきます。

(13) 紙おむつ用ごみ袋支給事業**■現状と課題**

紙おむつ等を日常的に使用する高齢者等の在宅介護家庭に対し、経済的・精神的負担を軽減することを目的として、紙おむつ用ごみ袋を支給しています。

高齢者分については紙おむつ（券）配布時に一緒に支給してしています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
紙おむつ用ごみ袋 支給事業	実人数	人	197	200	205

■今後の方針

在宅での介護負担の軽減のために、今後も事業を継続していきます。

(14) 救急医療情報キット配布事業【社会福祉協議会事業】**■現状と課題**

緊急時に救急隊員等が適切で迅速な処置、救命活動等を行えるように、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等の必要な情報を予め保管できる体制を整備し、高齢者等の安全及び安心の確保を図ることを目的に救急医療情報を配布しています。

高齢者の一人暮らしや、高齢者のみの世帯が増加しているため、必要な方がより有効に活用できるよう、継続して制度の周知等を行っていきます。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
救急医療情報キット 配布事業	実人数	人	252	30	38

■今後の方針

今後も社会福祉協議会*による事業実施を継続していきます。

(15) 環境の変化に対応し、日常生活を維持できる支援体制の整備**■現状と課題**

高齢化の進む本町では、高齢者のみの世帯、また、日中高齢者のみとなる世帯が非常に多く、一時的な体調の変化や周囲の環境の変化により、今までの日常生活の維持が困難になることが多く、新たな生活環境を構築するまでの期間に対応できる一時的支援体制の整備が課題となっています。

関係機関が連携しながら対応できる支援体制の整備が必要となっています。

■今後の方針

地域包括支援センター*、社会福祉協議会、ボランティア、地域住民が連携しながら、対応できる支援体制を検討します。

第2節 安心して暮らせる住まいの確保

誰もが地域で安心して暮らしていくことができる生活の場を確保します。

(1) 養護老人ホーム

■現状と課題

経済的・環境的に居宅での生活が困難な高齢者が不安なく生活することができるよう、入所の可否を審査・判定し、入所措置を決定しています。

平成29年度は、高齢者に係るセーフティネットとして3名の入所措置を実施しました。

なお、養護老人ホーム[※]は介護保険住所地特例[※]施設であり、入所前の住所の市町村が保険者となります。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
養護老人ホーム	新規措置数	人	1	0	1
	入所者数	人	3	4	3

■今後の方針

各相談において居住の確保や環境上居宅での生活を継続することが困難であるケースもあり、今後事業の必要性が増すと考えられます。そのため、相談等による対象者の把握に努め、介護保険制度の必要性の有無等を含め、適切・迅速に判断していきます。

また、既に入所している方の心身の状態の変化に合わせ、適切な療養・介護が提供できるよう、居宅サービスの導入や、介護施設への入所等、関係機関と連携しながら支援していきます。

(2) 軽費老人ホーム・ケアハウス

■現状と課題

一人暮らしの不安や、家事や健康管理等の困難さから、ケアハウス[※]や軽費老人ホーム[※]での生活を希望する方に対して、施設に関する情報提供や入所手続きの支援を行っています。

近隣にある施設は、軽費老人ホームは勝浦市の部原荘、ケアハウスはいすみ市の茶の木台クラブの2件となっています。軽費老人ホーム、ケアハウスでの生活を希望する方に対しては、家族との連絡調整を含め、情報提供や入所手続きの支援を行っています。

なお、軽費老人ホーム及びケアハウスは介護保険住所地特例[※]施設であり、入所前の住所の市町村が保険者となります。

■今後の方針

今後も高齢者の安心・安全な生活を支援していきます。

(3) サービス付き高齢者向け住宅等の整備促進

■現状と課題

高齢者向けの賃貸住宅または居住専用部分を有する有料老人ホーム[※]で、状況把握サービス、生活相談サービス等が付き、規模・構造・設備、契約内容等が国土交通省及び厚生労働省が定める基準に適合しているものは、サービス付き高齢者向け住宅[※]として都道府県知事の登録を受けることができます。登録を受けた住宅は、閲覧制度等により広く情報提供され、高齢者は自らのニーズにあった安心して暮らし続けることができる住まいを選択しやすくなります。

本町でも、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増えてきており、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが重要となっています。

■今後の方針

町内外を問わず、住まい方等のニーズを把握しつつ、整備を推進します。「生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版CCRC）構想」[※]において、一体的に整備する介護サービス事業の地域への波及を図っていきます。

第3節 権利擁護の推進

高齢者が認知症等により判断能力や身体機能が低下しても、生命や財産が護られ、地域で安心して生活を送ることができるための対策を推進します。

(1) 高齢者虐待の防止

■現状と課題

在宅高齢者の虐待に関する相談において、早期に事実確認をすると共に支援を開始しています。通報者については介護支援専門員[※]やご家族及びご親族からの通報が多くを占めます。また、虐待にいたるおそれのある方に対しても定期的に介護支援専門員等とケース検討会議を開き、状況の把握及び対応について協議をしております。併せて、家族等の介護に対する心身の負担を軽減するためのサービス利用についても支援を行い、虐待防止に努めています。

■今後の方針

介護保険事業所及び医療従事者と、高齢者虐待に関して、情報の共有を行い、早期の発見ができる体制の構築を図ります。

また、介護認定調査時の聞き取りやご家族や介護保険事業所からの相談受付において、虐待のおそれがある方に関してケース会議を行い、状況の把握をしつつ介護者の負担軽減等を図り、虐待の防止に努めます。

(2) 権利擁護事業の利用促進

■現状と課題

自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方に対し、社会福祉協議会[※]において、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」を実施しています。また、成年後見制度[※]の利用を必要とする方に対し、必要により成年後見制度の申立てに要する経費の助成を行う等の支援を行っています。また、平成28年度は司法書士を招き、住民及び介護保険事業所を対象に成年後見人の役割等についての講演会を行いました。

認知症高齢者の増加が見込まれることから、さらなる事業・制度の普及と利用促進を図っていく必要があります。

■今後の方針

福祉サービスの利用援助や財産の保全等を行うための身近な制度として、成年後見制度促進法に伴い、制度の啓発活動を引き続き行い、講演会等を通して権利擁護[※]についての周知を図り、利用を促進します。

また、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性や需要も増すことか

ら、ご家族や介護支援専門員[※]等の支援者と連携して制度利用支援を行うと共に成年後見制度[※]利用中においても成年後見人等と連携して適切にご本人の権利擁護[※]が行えるよう権利利益保護に努めます。併せて、第三者後見人の人材が当地域では不足している傾向であることから、県や近隣市町、社会福祉協議会[※]等と連携を図り、ネットワークの構築を行いながら、法人後見の導入について検討していきます。

第4節 認知症施策の充実

認知症予防に取り組むとともに、認知症になっても安心して暮らしていくことができる地域づくりを推進します。

(1) 認知症総合支援事業

(第3部 第1章 第2節 包括的支援事業 参照)

(2) 認知症に対する理解促進

■現状と課題

認知症予防推進のための認知症サポート医[※]による講演会を開催し認知症予防の普及啓発を行いました。

併せて警察署の協力により改正道路交通法の免許返納等についての説明会も開催し普及啓発に努めました。

一般介護予防事業[※]では認知症予防のための脳トレを導入しています。

■今後の方針

認知症サポーター[※]養成講座については従来を継続して取り組みます。また、小・中学校での実施について引き続き検討していきます。

また、講演等による普及啓発活動に加えて認知症ケアパス[※]の活用により症状や対応方法についての理解を深め、介護者側に必要な支援方法等が身に付くような活動を行っていきます。

(3) 高齢者見守りネットワーク

■現状と課題

高齢者が安全かつ安心な生活を送ることができる環境を確保するため、協力事業者との連携を強化し、認知症の方はもとより高齢者の見守りを地域全体で行っ

ています。

なお、平成29年から町内介護保険事業所3件との協定を追加で締結いたしました。

■今後の方針

高齢化や核家族化が進む中で、見守りや早期の実態把握がより重要となります。協力事業所との連携を図り地域で高齢者が安心・安全な生活を送れるよう見守り体制の構築を図ります。

(5) 千葉県オレンジ連携シート

■現状と課題

千葉県では、認知症の人に対し、症状の進行に応じて適切な治療やケアが継続して行われるよう、医療・介護・福祉等の多職種が連携しながら円滑に支援を進めるための情報共有ツールとして、「千葉県オレンジ連携シート」を作成しています。

これにより、伝えたいこと、依頼したいことが一目でわかり、また目的を明示し必要な情報を伝達することにより、円滑な連携・協働、支援に結びつきます。また、介護から医療への働きかけや、かかりつけ医から専門医への紹介がしやすくなる等、関係づくりのきっかけとなります。さらに、日常の生活変化や生活場面でみられた情報・課題をタイムリーに共有することができるほか、全県域で利用できる共通様式であることから、日常的な連携の範囲を超えた広域的な連携に有効であると考えられます。

本町では、地域包括支援センター※で実際に活用しながら関係者へ積極的にアナウンスし、さらに活用されるよう働きかけています。

認知度も上がり活用が促進され医療介護の関係づくりにも役立っています。

■今後の方針

同様の取組を継続し、関係機関での支援を円滑に実施できるよう活用していきます。

第5節 安全・安心なまちづくりの推進

災害時の安全な避難行動・避難生活を確保するとともに、高齢者等を対象とした防犯・交通安全対策により、安全で安心して暮らしていける地域づくりを推進します。

(1) 災害時避難体制の強化と防災・減災に向けた情報提供の充実

■現状と課題

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者に対する支援が迅速かつ円滑に行われるよう、自治会、自主防災会、消防団等関係機関と連携を図りながら、災害時の避難支援体制づくりに努めています。

高齢者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の明確化及び支援体制づくりが課題となっています。

■今後の方針

避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成し、地域社会全体で避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定める等、具体的な避難行動要支援者避難支援プランの個別計画の策定に努めます。

(2) 防災登録【社会福祉協議会※事業】

■現状と課題

防災、防犯のため警察、消防等に情報提供するため、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、その他の世帯のうち希望者を登録しています。

登録した情報は、防災のほか振り込め詐欺防止にも使用されています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
防災登録	登録者数	人	201	213	219

■今後の方針

災害時の安全確保及び地域ネットワークの資源の一つとして、今後も事業を継続していきます。

町避難支援台帳整備状況により、情報提供機能を移行した場合は、本事業を廃止の方向で検討します。

(3) 交通安全・防犯対策の推進

■現状と課題

いすみ警察署管内の交通事故発生件数は、平成28年度で144件、うち死者数は3人、負傷者数は184人となっています。

高齢化の進む本町では、運転免許を保有する高齢者の割合も高く、高齢運転者が主たる原因となる事故も増加傾向にあります。高齢者の交通事故を防止するために、高齢者対象の各種交通安全講習の充実や高齢者にやさしい交通環境の整備等に取り組む必要があります。

また、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している中、特殊詐欺等高齢者を狙った犯罪も発生しています。千葉県では、「STOP! 電話 de 詐欺」を合言葉に、卑劣な犯罪の撲滅に向けて、県警や、市町村、関係団体、民間企業等と連携し犯罪の撲滅に向けて取り組んでおり、町でも防災行政無線を利用し、注意喚起をしています。また、民生委員^{*}が電話 de 詐欺抑止アドバイザーとして、いすみ警察署に協力しています。高齢者の犯罪への抵抗力を高め、被害者になることを防ぐため、防犯指導や教育、最新の犯罪の手口等に関する広報啓発活動や情報提供を行う必要があります。

■今後の方針

老人クラブや自治会等の団体と連携し、より多くの高齢者に対して交通安全教育、交通事故防止活動に関わる機会を提供します。また、高齢者の犯罪被害を防止するため、各種警察活動を通じて、必要な防犯指導や情報の提供等を行います。

第3部

介護保険事業計画

第1章 地域支援事業の推進

第2章 介護保険サービス見込み量の推計

第3章 介護保険事業の適正な運営

第1章 介護保険制度の概要

第1節 介護保険制度のあらまし

介護保険制度は、40歳以上の被保険者が介護保険料を納め、その保険料等を財源として、介護サービス等を提供することで、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え合うことを目的としてつくられた制度です。

平成12年4月の制度開始以来、高齢者等を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。第3期からは、「医療」、「介護」、「予防」という専門的なサービスと、「住まい」、「生活支援・福祉サービス」が相互に連携しながら、高齢者の在宅での生活を支えられるよう環境を整え、できる限り本人の能力、意欲に応じて地域で暮らし続けられるための「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組を推進しています。

今後は、団塊の世代[※]が後期高齢者[※]となる2025年を見据え、介護ニーズに対応できる基盤整備を進めるとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と持続可能な制度運営を図っていくことが求められています。

	1997年(平成9年)	介護保険法成立
第1期	2000年(平成12年)	介護保険法施行
第2期	2003年(平成15年)	第1号保険料の見直し、介護報酬改定 社会保障審議会に介護保険部会設置 (「施行後5年後の見直し」について検討)
	2005年(平成17年)	介護保険法等の一部を改正する法律成立 改正法の一部施行 (施設給付の見直し)
第3期	2006年(平成18年)	改正法の全面施行 (予防給付 [※] 、地域密着型サービス [※] の創設等) 第1号保険料の見直し、介護報酬改定
	2008年(平成20年)	介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律成立
第4期	2009年(平成21年)	第1号保険料の見直し、介護報酬改定 改正法の全面施行 (業務管理の体制整備、サービス確保対策等)
第5期	2012年(平成24年)	24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設 介護予防・日常生活支援総合事業の創設
第6期	2015年(平成27年)	地域支援事業の充実(在宅介護・医療連携、認知症施策の推進等) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設 特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護3以上に限定 一定所得以上者の自己負担を2割に引き上げ

出典：厚生労働省ホームページ「介護保険制度の概要」より

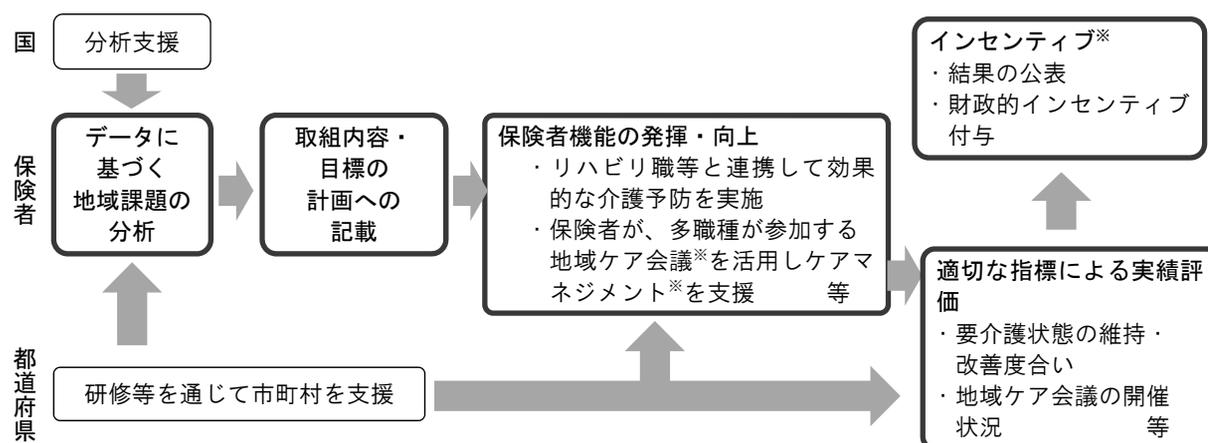
平成27年度の改正では、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、平成29年4月までに移行することとされたほか、包括的支援事業の中に在宅介護・医療連携推進事業や認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業が加わり、平成30(2018)年4月までにすべての市町村で実施することとされており、それぞれの地域の実情に応じて、地域資源を活用しながら、主体的な取組を推進していくことが求められています。

第2節 第7期における介護保険制度の改正

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

介護保険制度の持続可能性を維持するために、保険者が地域の課題を分析して、高齢者が可能な範囲で自立した生活を送っていただけるよう、以下の取組が制度化されます。



また、地域包括支援センター※の機能強化（市町村による評価の義務づけ等）や居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点から、都道府県に対して指定拒否の仕組み等の導入）、認知症施策の推進（新オレンジプラン※の基本的な考え方の普及・啓発等の関連施策の総合的な推進の制度上での明確化）等の改正が行われています。

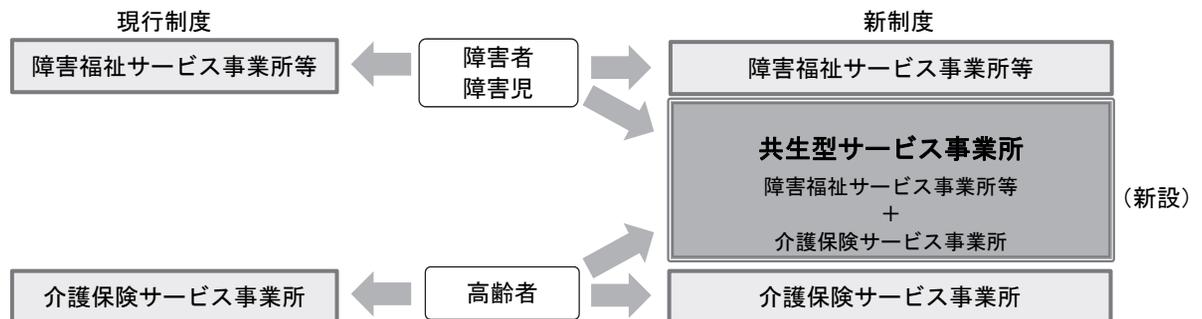
② 新たな介護保険施設の創設

今後増加が予想される慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア※」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた「介護医療院」が平成30（2018）年4月より創設されます。併せて、現行の介護療養病床の経過措置期間について、6年間延長することとしています。

③共生型サービスの創設

障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするため、また、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等について、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されました。

これは、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなるようにするもので、各事業所は、地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断することとなります。



(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、通常自己負担が1割のところ、現役世代並みの所得がある高齢者は2割負担となっていますが、今回の改正で、特に所得の高い層の負担割合が3割となります。ただし、負担上限月額が設定されます。

年金収入等	負担割合	
	改正前	改正後
340万円以上(※1)	2割	3割
280万円以上(※2)		2割
280万円未満	1割	

※1:「合計所得金額220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上」(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)

※2:「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上」(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)

②現役世代の介護納付金における総報酬割の導入

第2号被保険者※（40～64歳）の介護保険料について、現在は、その加入する医療保険の加入者である第2号被保険者の人数に応じて、負担する介護納付金の額が決められる仕組みとなっていますが、今後は、被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組みに改められます。（激変緩和の観点から、2017年8月から2020年度にかけて段階的に移行。）

（3）医療計画との整合性の確保

医療・福祉の提供体制の一体的な確保に向けて、介護保険事業計画の策定にあたり、都道府県や市町村の関係者による協議の場を設置し、県が策定する医療計画との整合の確保を図っていくこととなります。

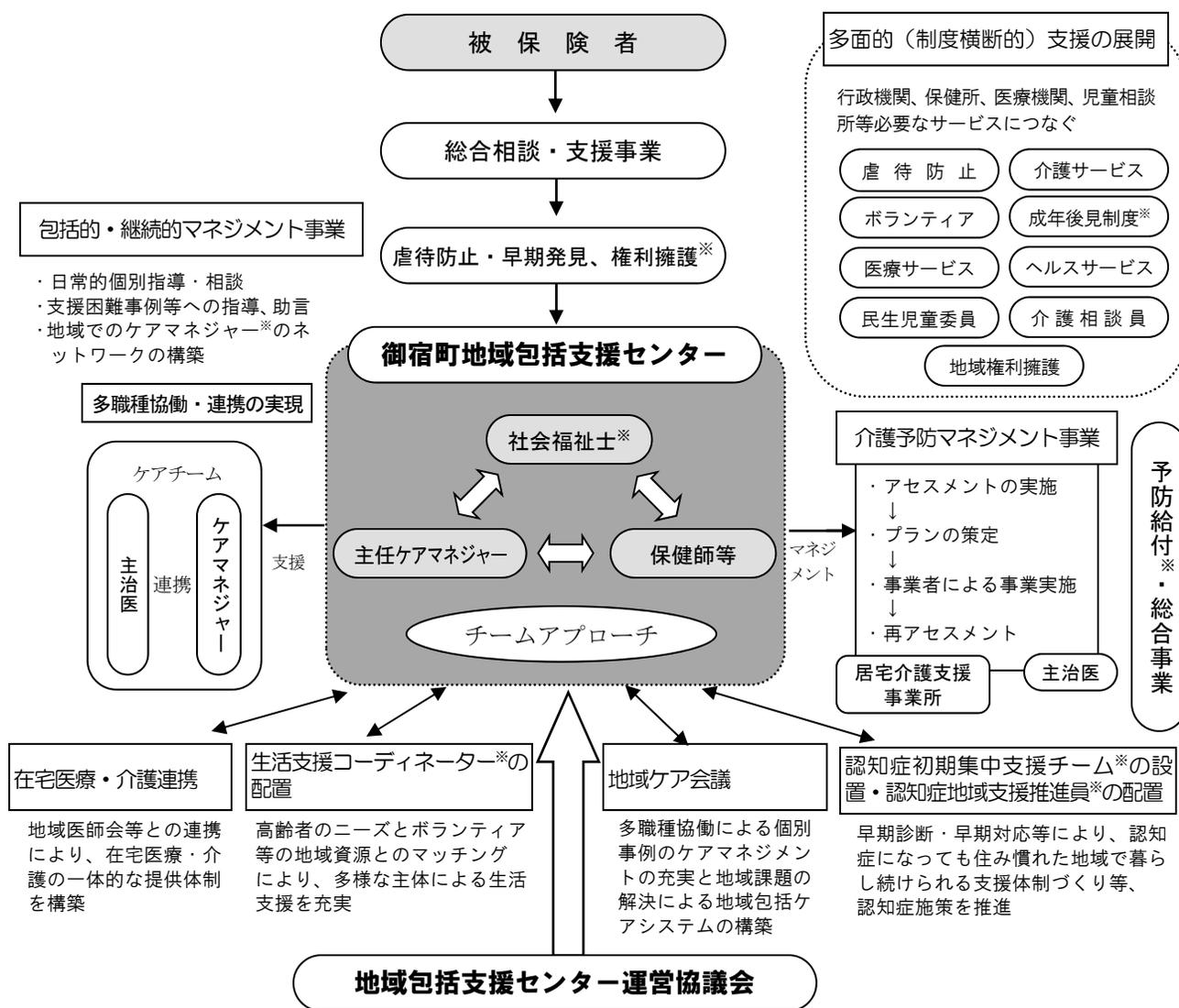
第2章 地域支援事業の推進

第1節 地域包括支援センターの機能強化

第6期の介護保険制度改正では、新たに包括的支援事業に「在宅医療・介護の連携」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」「地域ケア会議※の推進」に係る事業が位置づけられました。これらの事業は、地域包括ケア体制の構築に不可欠な取組として、第7期においても重点的に推進していく必要があります。

そのため、地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センター※の機能強化を図りつつ、「認知症初期集中チーム」や「地域ケア会議」等の取組を通して、医療や介護、社会福祉法人、民間事業所、ボランティア団体、行政等の多職種による関係機関との連携を強化し、地域課題の抽出や個別課題の解決に取り組みます。

《地域包括支援センターのイメージ》



第2節 介護予防・日常生活支援総合事業

住民等の多様な主体が参画し、多様なサービス※を充実することで、介護予防と地域での支え合い体制づくりを推進します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

■現状と課題

訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援等があります。

平成29年4月から認定有効期間終了に伴い被保険者個別訪問を行い概要説明と移行手続きを実施しています。

事業所に対しては移行説明会を実施することで実施に対する理解を得るとともに、平成30(2018)年4月からの完全移行に向けて事業所の指定を実施することで実施事業所を確保しています。

現状では、独自のサービスの実践はなく現行の訪問介護に相当するサービスを実施しています。

■今後の方針

地域ニーズの把握に努めながら事業実施体制の維持及び事業内容の見直しを適宜行っていきます。今後は、「生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版CCRC）構想」※においても、地域の高齢者の生活を地域全体で支援する仕組みづくりを進めていくため、多様なサービスとして、訪問型サービスB（住民主体による支援）等の実施も検討していきます。

■事業量の見込み

		単位	第7期見込み		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
現行相当 サービス	利用者数	人	360	368	376
	利用回数	回	3,240	3,305	3,372

②通所型サービス

■現状と課題

通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準

によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス等があります。

平成29年4月から認定有効期間終了に伴い被保険者に対する個別訪問を行い概要説明と移行手続きを実施しています。

事業所に対して移行説明会を実施することで実施に対する理解を得るとともに、平成30(2018)年4月からの完全移行に向けて事業所の指定を実施することで実施事業所を確保しています。

現状では、独自のサービスの実践はなく現行の通所介護に相当するサービスを実施しています。

■ 今後の方針

地域ニーズの把握に努めながら事業実施体制の維持及び事業内容の見直しを適宜行っていきます。今後は、「生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版CCRC）構想」※においても、地域の高齢者の生活を地域全体で支援する仕組みづくりを進めていくため、多様なサービス※として、通所型サービスB（住民主体による支援）等の実施も検討していきます。

■ 事業量の見込み

		単位	第7期見込み		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
現行相当 サービス	利用者数	人	240	245	250
	利用回数	回	1,680	1,714	1,749

③ 介護予防ケアマネジメント※

■ 現状と課題

地域包括支援センター※の3職種の特性に併せたケース対応を行う等ケースマネジメントを実践しています。

計画作成の多くは居宅支援事業所へ委託していますが主任介護支援専門員※により対応ケースの自立支援につながるよう後方支援を行っています。

計画作成件数の増加により大半の計画を契約居宅支援事業所に委託している状態です。

■ 今後の方針

介護予防支援に加え介護予防・日常生活支援総合事業も並行して実施する中で地域で連携し多様なサービスを取り込むことで自立支援につながるマネジメントを行っていきます。

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防対象者把握事業

■現状と課題

一般介護予防事業[※]参加者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び介護予防給付[※]対象者に対し基本チェックリストを実践し個々に必要な予防対策を分析するため活用しました。

収集したデータを基に実施事業に反映できるような取組が必要です。

■今後の方針

要介護認定[※]区分等での選別はせず一般介護予防事業参加者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び介護予防給付対象者に対し基本チェックリストを実践し、事業実施における課題分析にフィードバックできるよう活用します。

② 介護予防普及啓発事業

■現状と課題

総合事業移行に伴い、「鶴亀教室・くらぶ」を、運動を中心とする教室の「鶴亀くらぶ～介護予防運動教室～」、レクリエーションや野外活動が中心とする教室の「鶴亀くらぶ～レクリエーション中心型介護予防教室～」に事業展開しています。

「鶴亀くらぶ～介護予防運動教室～」は理学療法士[※]、健康運動指導士等のスタッフが集団指導、個別指導に参加することにより、参加者の運動機能維持や参加者数の増大につながりました。運動を中心とした教室ですが、歯科衛生士による歯科保健指導、管理栄養士・食生活改善会による栄養指導や調理実習も実施しています。

また、各教室に介護予防サポーターや看護学生ボランティアが参加することで、スタッフ数が増え、参加者の安全確保や介護予防サポーター自身の介護予防にもつながりました。

しかし、スタッフ数は増えたものの、参加者数は年々増加しているため、引き続き、教室の運営内容の検討や参加者の安全性の確保が課題となっています。

その他、従来通り「介護予防訪問」、勝浦市地域包括支援センター[※]との共同開催による「鶴亀学校」を実施しています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
パンフレットの作成	実施の有無	-	有	有	有
講演会等の開催	開催回数	回	1	2	1
	延参加人数	人	60	136	80
相談会等の実施	開催回数	回	0	0	0
	延参加人数	人	0	0	0
介護予防教室等の実施	開催回数	回	46	61	55
	延参加人数	人	1,577	2,271	2,143
鶴亀教室・くらぶ	開催回数	回	22	0	0
	延参加人数	人	352	0	0
鶴亀くらぶ ～介護予防運動教室～	開催回数	回	0	40	34
	延参加人数	人	0	1,290	1,288
鶴亀くらぶ ～レクリエーション中心型 介護予防教室～	開催回数	回	0	8	8
	延参加人数	人	0	110	113
鶴亀学校	開催回数	回	1	1	1
	延参加人数	人	15	31	35

■今後の方針

引き続き、参加者のニーズや地域の現況に合わせた介護予防事業を展開していきます。

また、「鶴亀くらぶ～介護予防運動教室～」については、教室運営内容やスタッフ数の検討を行い、参加者数が増加しても安全に楽しく継続参加ができるような事業展開に取り組んでいきます。

■事業量の見込み

		単位	第7期見込み		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
パンフレットの作成	実施の有無	-	有	有	有
講演会等の開催	開催回数	回	2	2	1
	延参加人数	人	140	136	80
相談会等の実施	開催回数	回	0	0	0
	延参加人数	人	0	0	0
介護予防教室等の実施	開催回数	回	80	60	60
	延参加人数	人	2,240	2,340	2,440
鶴亀くらぶ ～介護予防運動教室～	開催回数	回	38	38	38
	延参加人数	人	1,370	1,450	1,530
鶴亀くらぶ ～レクリエーション中心型 介護予防教室～	開催回数	回	8	8	8
	延参加人数	人	130	150	170
鶴亀学校	開催回数	回	1	1	1
	延参加人数	人	35	35	35

③地域介護予防活動支援事業

■現状と課題

介護予防の普及・啓発活動を行う介護予防サポーター養成講座及び介護予防サポーターのスキルアップを目的とした研修会を実施しています。

介護予防サポーター養成講座修了者は、「巡回型元気いきいき教室」にて簡単な体操や脳トレーニング等を通し、介護予防の普及・啓発活動を実施しています。介護予防サポーターが主体的に活動し、事業発展のために様々なアイデアや課題に向けた取組を実施しており、参加者も楽しく参加しています。また、介護予防サポーターのスキルアップや事業発展を目的として、住民主体の地区活動が盛んな市町村へ見学にも行きました。

「巡回型元気いきいき教室」は地区によって参加者数のばらつきがみられるため、対象者への介護予防に関する意識付けが引き続き課題となります。

介護予防サポーター養成講座は、受講者が少ないことや修了した方が仕事や他の活動で介護予防サポーターとしての活動が困難である等のため、活動できるサポーターが限られているのが課題です。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サポーター養成講座	開催回数	回	5	5	5
	延参加人数	人	32	45	45
介護予防サポータースキルアップ研修会	開催回数	回	0	3	4
	延参加人数	人	0	16	24
巡回型元気いきいき教室	開催回数	回	28	20	28
	延参加人数	人	307	182	221

■今後の方針

「巡回型元気いきいき教室」は介護予防サポーターと協力しながら参加者増加に向けて、介護予防の必要性や教室の周知に取り組んでいきます。

介護予防サポーターについても住民への広報や現在活動している介護予防サポーターを通して、広く周知していきます。

■事業量の見込み

		単位	第7期見込み		
			平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)
介護予防サポーター養成講座	開催回数	回	5	5	5
	延参加人数	人	45	45	45
介護予防サポータースキルアップ研修会	開催回数	回	4	4	4
	延参加人数	人	30	35	40
巡回型元気いきいき教室	開催回数	回	30	40	40
	延参加人数	人	240	360	400

④一般介護予防事業評価事業

■現状と課題

実施内容を分析することで一般介護予防[※]移行のため事業の組み換えを行い、一般介護予防実施のための詳細調整を実施することができました。

現状としては、継続利用者が多く新規対象者の取り込みが難しい状況にあります。

評価方法については、教室ごとに目標を設定し、目標が達成できているか、アンケートや参加者の反応、ニーズから事業が適正であるか評価しています。

数値目標により、評価できる部分もありますが、抽象的な目標となってしまうところもあり、評価方法の整備が課題となっています。

■今後の方針

引き続き、教室ごとに目標設定を行い、事業の評価や事業整備をしていきます。評価方法については、抽象的な目標設定にならないよう評価方法を具体化していきます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

■現状と課題

理学療法士[※]や健康運動指導士が介護予防事業に関与しており、個別セラピー・集団運動を実施しています。また、理学療法士は、地域ケア会議[※]にも参加し、そこで技術的な指導も行っています。また、介護予防サポーターの体操・運動指導も実施しています。

■今後の方針

引き続き、理学療法士や健康運動指導士に介護予防事業や地域ケア会議に参加していただき、介護予防の強化に努めていきます。また、介護予防サポーターの体操・運動指導を強化し、住民の通いの場（巡回型元気いきいき教室）を発展させていきます。

第3節 包括的支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センター※が中心となり包括的な支援を推進します。

(1) 総合相談支援・権利擁護※事業

■現状と課題

高齢者の様々な相談に応じ、実態を把握し、適切なサービスや機関・制度等へつなげながら、継続的に支援を行っています。

相談は高齢者虐待や認知症・精神疾患に伴う問題行動（物忘れ等）等についてや家族関係の希薄化等で各種手続きを行える親族がいないため施設入所ができない等の相談が多く寄せられます。そのため、成年後見制度※の活用し、申立支援を行っており、平成28年度に5件、平成29年度に1件、後見等申立支援を行ったところ です。

今後、後見制度の必要性がより増すと考えられます。また、高齢者虐待対応において緊急避難が必要なケースがあり、特別養護老人ホーム等へのやむをえない事由による措置を、平成28年度は1件、平成29年度は4件行ったところ です。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
総合相談支援	相談件数	件	650	650	650
権利擁護	対応件数	件	12	36	24

■今後の方針

高齢者虐待に早期に気づくための地域からの情報の整理や、家族等による虐待を未然に防ぐための相談支援等の取組を、地区の民生委員※や高齢者福祉担当者、医療機関、福祉施設、警察等と連携しながら進めていくと共に緊急時の受け皿である介護保険施設との連携を密に行います。

また、高齢者が安心して生活できるよう、消費者被害を防止するため、警察や商工係と連携して啓発活動を行います。

成年後見制度については、制度の周知と利用支援を引き続き行っていきます。

■事業量の見込み

		単位	第7期見込み		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
総合相談支援	相談件数	件	650	650	650
権利擁護	対応件数	件	30	30	30

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

■現状と課題

対応困難事例や特例給付事例を中心に介護支援専門員※からの相談を受け付けて、その計画や支援が自立につながるよう後方支援を行っています。

関係機関や専門職種と連携し、迅速・的確な相談対応を進めています。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	相談件数	件	96	96	96

■今後の方針

地域の医療・介護に関する多職種関係団体と連携を図り、ケアマネジメント※をサポートすることで被保険者の支援を円滑に行うことができる体制を維持していきます。

■事業量の見込み

		単位	第6期実績		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	相談件数	件	100	100	100

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

①地域の医療・介護サービス資源の把握

■現状と課題

夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議の名称で夷隅健康福祉センターを中心に3師会、夷隅郡内2市2町において医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員とともに協議する体制を整えました。

会議に参画するそれぞれの主体が保有するデータに係る集約方法の構築が課題となっています。

■今後の方針

夷隅郡内2市2町における医療・介護サービス資源についてリスト化を行い関係者間での情報共有ができるようにします。

また、主管する機関が情報を管理し更新を行います。

②在宅医療・介護連携に係る課題の抽出と対応策の検討

■現状と課題

夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議の名称で夷隅健康福祉センターを中心に3師会、夷隅郡内2市2町において医療機関、介護支援専門員^{*}とともに協議する体制を整えています。

会議の中での各専門職の理解と多職種協働体制の構築が課題として抽出されました。

■今後の方針

引き続き、夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議として夷隅郡内2市2町、3師会、夷隅健康福祉センター、訪問看護関係者、介護支援専門員、入院医療機関からなる協議体にて継続的な協議が実践できるようにします。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

■現状と課題

夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議において訪問看護ステーションを中心に24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制を構築するため協議を重ねています。

住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、看取り対応ができる体制の構築が必要です。

■今後の方針

関係機関の情報共有方法を整理し緊急対応についてのマニュアルを作成、介護支援専門員等の介護関係者への周知を図ります。

④医療・介護関係者における情報共有の支援

■現状と課題

千葉県地域連携シートやオレンジ連携シートを活用して情報共有を実践していますが、情報量が多く伝達内容が正確に伝わらないこと等が問題点としてあがり、関係機関がそれぞれの必要事項を整理していくことが課題となっています。

■今後の方針

千葉県地域生活連携シート・オレンジ連携シートを活用しつつ、必要な情報共有や簡単な相談等の受付ツールとしての活用が行えるものを作成し、関係者間の情報の共有が図れる体制づくりを推進していきます。

在宅での看取りや急変時での情報共有にも活用していきます。

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

■現状と課題

地域包括支援センター※を中心に医療機関や介護事業者と連携体制をつくりながら実践しているところですが、2市2町においての連携した体制づくりが課題となっています。

■今後の方針

一定の知識を有するものを配置した相談窓口を設置することで、それぞれの実情に応じた対応が行えるようにしていきます。

また、相談窓口の設置を周知できるよう配慮します。

■事業量の見込み

		単位	第7期見込み		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
在宅医療・介護連携 に関する相談支援	相談件数	件	80	80	80

⑥在宅医療・介護関係者の研修

■現状と課題

夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議にて各専門職の理解と多職種共同体制の構築が課題として抽出されました。平成28年度には課題に関連した研修会を2回実施しています。

地域における専門職の連携及び研修の実施体制を整備し維持することが課題です。

■今後の方針

「顔の見える関係づくり」を推進するため多職種連携のための研修を年1回以上開催します。

研修内容については、夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議内で協議し主管機関を中心に実施します。

■事業量の見込み

		単位	第7期見込み		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
在宅医療・介護関係 者の研修	開催回数	回	2	2	2
	参加人数	人	250	250	250

⑦地域住民への普及啓発

■現状と課題

夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議にて在宅医療・介護連携を推進していく中で、実施事業と実施体制についての周知徹底について協議を重ねています。

■今後の方針

夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議にて普及啓発方法について検討していきます。

具体的には、在宅での診療についての講演会を開催し、在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口開設について周知します。併せて、在宅診療に関するパンフレットの作成と配布を行います。

また、終末期ケアのあり方や在宅での看取りについて、住民の理解促進を図ります。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

■現状と課題

「夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議」の名称で夷隅健康福祉センターを中心に3師会、夷隅郡内2市2町において医療機関、介護支援専門員[※]とともに協議する体制を整えています。

在宅医療・介護連携の推進については取組内容の変更があったことや、平成30(2018)年から完全実施となるため具体策の取組が必要です。

■今後の方針

引き続き、「夷隅地域在宅医療・介護連携に係る広域連携会議」として、夷隅郡内2市2町、3師会、夷隅健康福祉センター、訪問看護関係者、介護支援専門員、入院医療機関からなる協議体にて継続的に具体策を協議します。

(4)生活支援体制整備事業

■現状と課題

生活支援コーディネーター[※]を配置し、地域ネットワーク構築に向けた協議体開催に向けて生活支援コーディネーターと地域包括支援センター[※]にて作業部会を開催しています。また生活支援の担い手の育成ができる体制づくりにも取り組んでいます。

協議体構成員の選出と協議体開催方法について課題を残しています。

■今後の方針

生活支援コーディネーター※を中心に多様な生活支援体制を構築し、地域のネットワークづくりを後押しできるよう取り組んでいきます。

(5) 認知症総合支援事業

■現状と課題

平成28年4月には認知症地域支援推進員※、認知症コーディネーター※の配置、同10月から認知症初期集中支援チーム※を発足し、認知症サポート医※を中心としたサポート体制が整いました。

町内の関係機関の協力により福祉相談の受付窓口として活躍していただいています。

啓発活動も実施していますが、初期集中支援の対象となるケースは少ない状態です。

■今後の方針

認知症総合支援事業検討委員会で協議を重ね、現体制を維持しさらなる普及啓発に努めていきます。

(6) 地域ケア会議※推進事業

■現状と課題

地域包括支援センター※が中心となり、それぞれ月に1回程度定期的に町内事業者と実践するものと民生委員※協議会にて実践するものの2つにわかれ地域課題の抽出や個別解決機能を発揮できる会議を展開しています。

政策形成能力が付くように会議を円滑に実践します

■今後の方針

地域包括支援センターを中心に定期開催するケア会議において地域課題を把握し、関係機関とのネットワークを構築できるよう会議内容を充実させていきます。

■事業量の見込み

		単位	第7期見込み		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
地域ケア会議 推進事業	開催回数	回	8	8	8

(7) 任意事業**① 家族介護用品給付券支給事業****■ 現状と課題**

介護家族の身体的・精神的・経済的負担軽減のため、在宅での要介護4、5で紙おむつ等を使用している方を対象に1か月あたり5,000円相当の給付券を支給する事業です。

新規・更新認定によって在宅で要介護4、5と認定された方に対して、結果通知に事業案内を同封することやケアマネジャー※へ事業説明をすることにより、事業を周知し、利用を勧めています。

■ 実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
家族介護用品給付券 支給事業	支給件数	件	67	49	45
	取扱店舗数	店	4	4	4

■ 今後の方針

同様の方法にて、継続して実施します。

② 家族介護慰労金支給事業**■ 現状と課題**

要介護4、5の認定を受けていて、1年間介護サービスの利用がなかった場合には、家族介護に対する慰労金を給付しています。

■ 実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
家族介護慰労金 支給事業	支給件数	件	1	1	1

■ 今後の方針

本事業を継続し、家族介護者を慰労するとともに、対象者に対する相談支援を行っていきます。

③介護給付費等適正化事業

■現状と課題

介護給付^{*}の適正化を図ることは、不適切な給付を防止する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度への信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

(1) 要介護認定^{*}の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について点検等を実施します。

(2) ケアプラン^{*}の点検

ケアマネジャー^{*}が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。

(3) 住宅改修等の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、施行後の点検をし、受給者の状態にそぐわない住宅改修が行われていないか実地確認します。

福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を改善し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

(4) 医療情報との突合

受給者の後期高齢者^{*}医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

(5) 介護給付費通知

受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を図ります。

■今後の方針

主要5事業について実施し、給付費等の適正化を図ります。

■事業量の見込み

		単位	第7期見込み		
			平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
介護認定の適正化	認定調査票の点検件数	件	20	20	20
ケアプラン※の点検	点検件数	件	10	10	10
住宅改修等の点検	住宅改修の点検件数	件	5	5	5
	福祉用具購入貸与調査件数	件	5	5	5
医療情報との突合	点検件数	件	100	100	120
介護給付費※通知	通知件数	件	2,160	2,240	2,280

④認知症サポーター※養成講座

■現状と課題

町内各機関や住民からの希望により養成講座を順次開講しています。

全ての町職員が講座を受講しており、平成28年度から新規職員研修に組み込みました。

■実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター養成講座	開催回数	回	2	1	2
	延参加人数	人	34	38	27

■今後の方針

キャラバンメイト※の養成も含めて継続して取り組んでいきます。

また、小中学校での実施についても、引き続き検討していきます。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

■ 現状と課題

判断能力が不十分な高齢者等に代わって、町長後見等開始審判請求を行うとともに、生活保護受給者等、経済的に成年後見人への報酬を払うことが困難な方に助成を行う事業です。

経済的な理由により自ら申立費用及び成年後見人への報酬が捻出できない方に対して平成28年度は2件、29年度は1件の助成を行いました。

認知症状等により判断能力の低下するケースの増加及び申立人となりうる親族との関係希薄化が懸念されます。そのため、成年後見制度※利用が必要な方が増加することが見込まれるため、制度の周知や制度利用についての相談支援が必要です。

■ 実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度 利用支援事業	対応件数	件	0	2	2

■ 今後の方針

必要な人が適切に利用できるよう、広報、ポスターにより、成年後見制度の周知を図るとともに、制度利用についての相談支援を行います。

また、成年後見人等に対しても制度案内をすることで周知を図ります。

⑥ 住宅改修支援事業

■ 現状と課題

住宅改修費の支給申請に係る理由書の作成及び手数料の支援を行う事業です。

■ 実績

		単位	第6期実績		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅改修支援事業	利用件数	件	2	0	3

■ 今後の方針

同様の方法にて、継続して実施します。

第3章 介護保険サービス見込み量の推計

第1節 在宅サービスの見込み量

第6期における各サービスの要介護度ごとの利用率（認定者数に対する利用者数の割合）を勘案し、第7期の要介護認定者※数の増加を踏まえてサービス見込み量を推計しています。

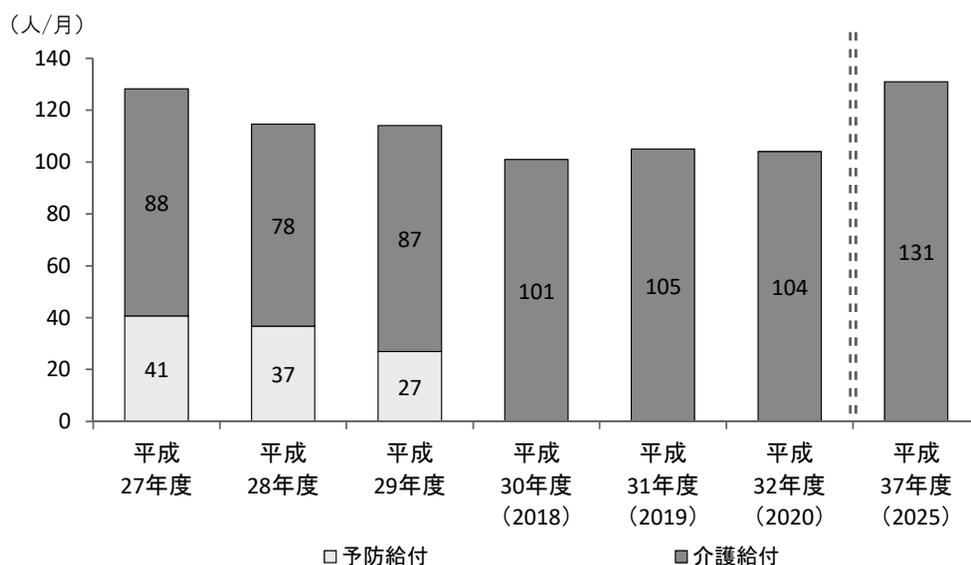
(1) 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

利用者数は横ばい傾向にありますが、利用率の高いサービスであり、今後は、要介護認定者数の増加に伴い、ニーズの拡大が見込まれます。

なお、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業への移行を進めており、要支援者（予防給付※）については、第7期では訪問型サービスの現行相当サービス等で提供します。

■実績及び見込み量



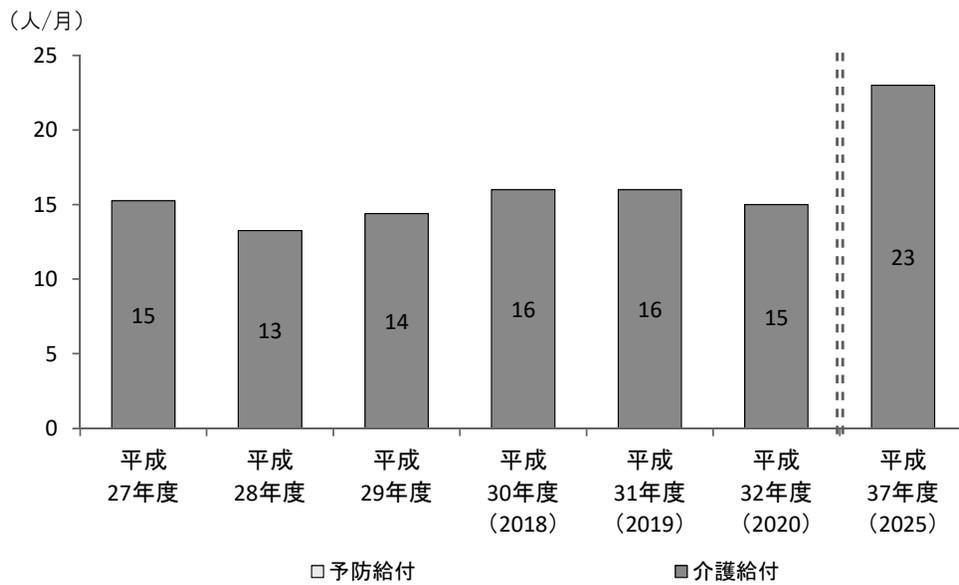
		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
予防給付	人数 (人/月)	41	37	27	-	-	-	-
介護給付	回数 (回/月)	2,013	2,028	2,114	2,426	2,543	2,477	3,455
	人数 (人/月)	88	78	87	101	105	104	131

(2) 訪問入浴介護

居宅での入浴が困難な要介護者等の居宅を巡回入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

平成32(2020)年度には、介護給付[※]で月平均15人、68回の利用を見込み、予防給付[※]の利用は見込みません。

■実績及び見込み量



		第6期実績			第7期見込み			平成37年度(2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	
予防給付	回数(回/月)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	回数(回/月)	74	66	73	73	73	68	110
	人数(人/月)	15	13	14	16	16	15	23

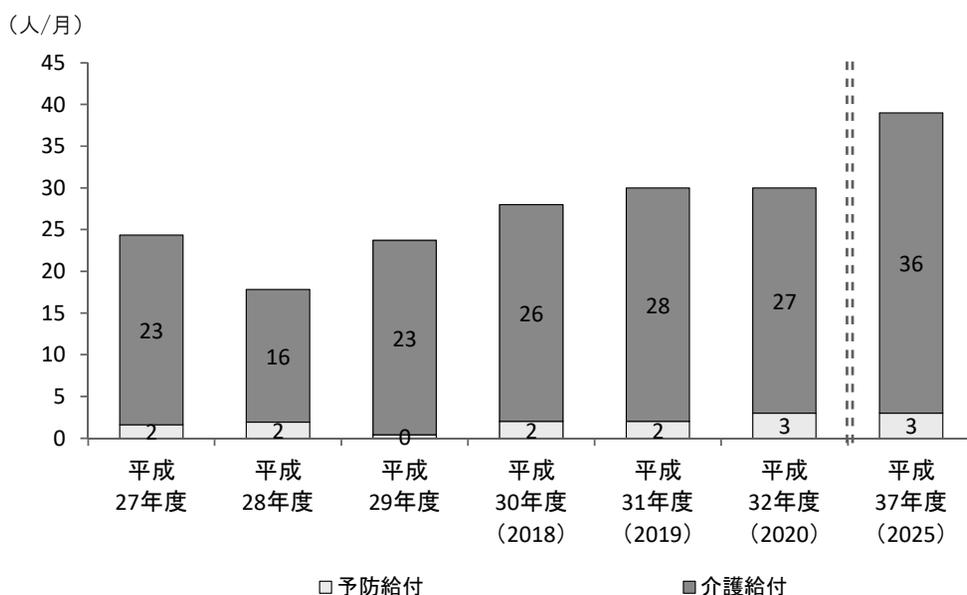
(3) 訪問看護

医師の判断に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

平成32(2020)年度には、介護給付[※]で月平均27人、129回、予防給付[※]で月平均3人、21回の利用を見込みます。

他のサービスとの連携強化を図り、医療ニーズに対応したサービス提供基盤の強化に努めます。

■実績及び見込み量



		第6期実績			第7期見込み			平成37年度(2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	
予防給付	回数(回/月)	16	13	5	11	11	21	21
	人数(人/月)	2	2	0	2	2	3	3
介護給付	回数(回/月)	110	82	144	127	135	129	177
	人数(人/月)	23	16	23	26	28	27	36

(4) 訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士[※]・作業療法士[※]が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。

提供事業所数が少なく、供給量が不足しているサービスであり、第6期計画期間においてもほとんど利用実績がありませんでした。

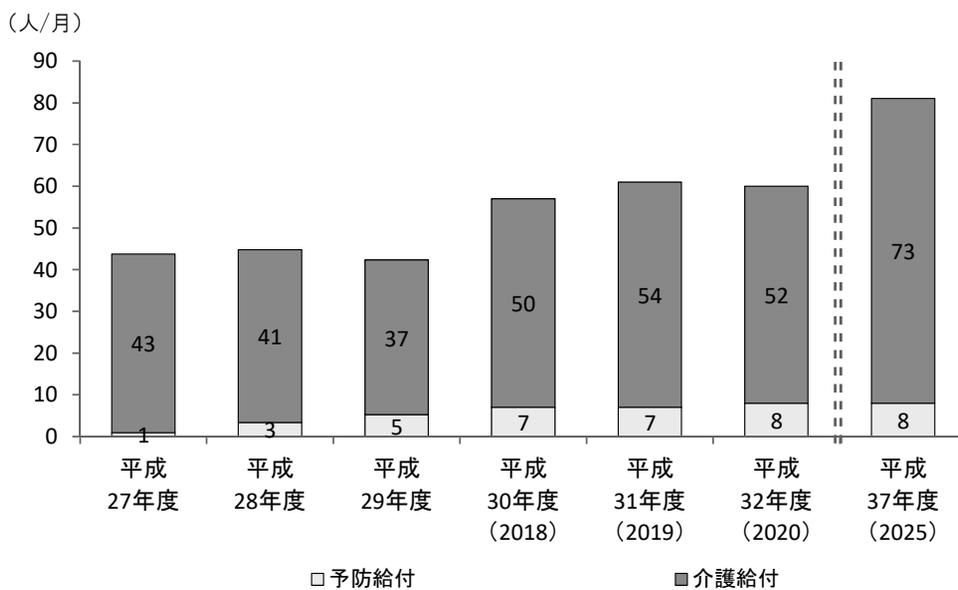
訪問看護の中で作業療法士・理学療法士がリハビリを行う等の情報も含め、供給量の確保に努めます。

(5) 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスであり、一人暮らしや高齢者世帯では通院が困難となっている方も多く、重要なサービスです。また、服薬管理における薬剤師の役割も大きく位置づけられています。

要介護認定者[※]数の増加に伴う利用者の増加を見込み、平成32(2020)年度には、介護給付[※]で月平均52人、予防給付[※]で月平均8人の利用を見込みます。

■実績及び見込み量



		第6期実績			第7期見込み			平成37年度(2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	
予防給付	人数(人/月)	1	3	5	7	7	8	8
介護給付	人数(人/月)	43	41	37	50	54	52	73

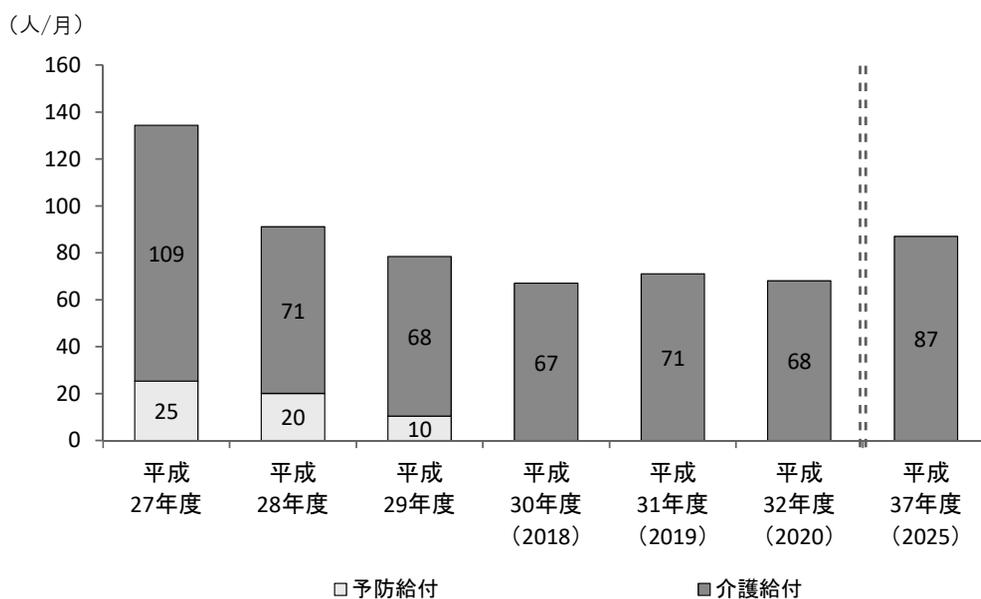
(6) 通所介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンター等に通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練等を行うサービスです。

利用率が高いサービスであり、必要見込み量に対応した供給量の確保に努めます。なお、平成28年度より地域密着型通所介護が創設され、小規模の事業所は地域密着型サービス※に移行しています。

また、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業への移行を進めており、要支援者（予防給付※）については、第7期では通所型サービスの現行相当サービス等で提供します。

■実績及び見込み量



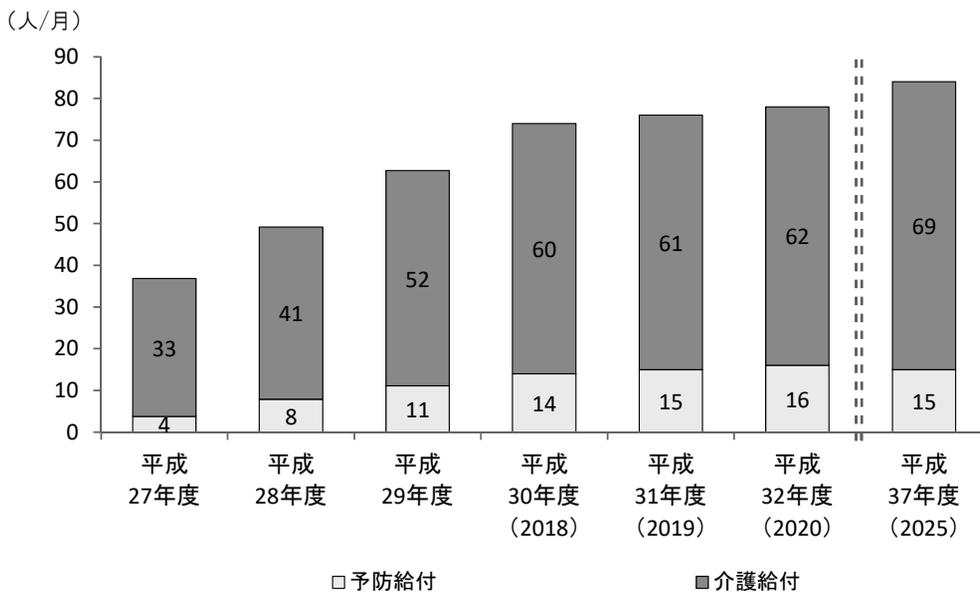
		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
予防給付	人数 (人/月)	25	20	10				
	回数 (回/月)	901	610	636	599	633	608	781
介護給付	回数 (回/月)							
	人数 (人/月)	109	71	68	67	71	68	87

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等に通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを行うサービスです。

利用者数が増加傾向にあり、今後もニーズの拡大が見込まれることから、必要見込み量に対応できる供給量の確保に努めます。

■実績及び見込み量



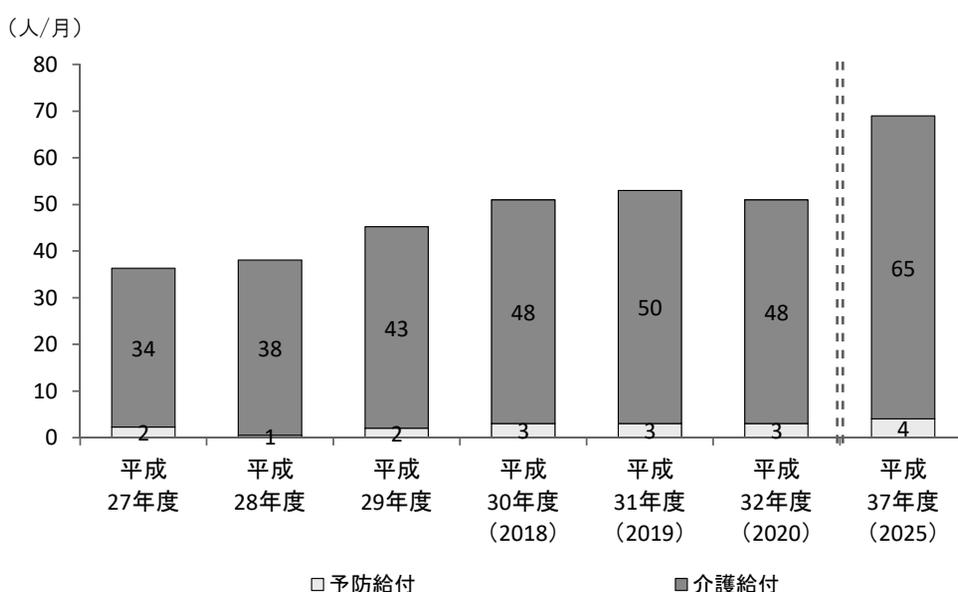
		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
予防給付	人数 (人/月)	4	8	11	14	15	16	15
	回数 (回/月)	244	315	380	443	452	460	514
介護給付	人数 (人/月)	33	41	52	60	61	62	69

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を提供するサービスです。

在宅生活の継続と介護者の負担軽減において重要なサービスですが、不足感も高く、利用ニーズに応じたさらなる供給量の確保に努めます。特に、緊急時に利用できる環境整備に努めます。

■実績及び見込み量



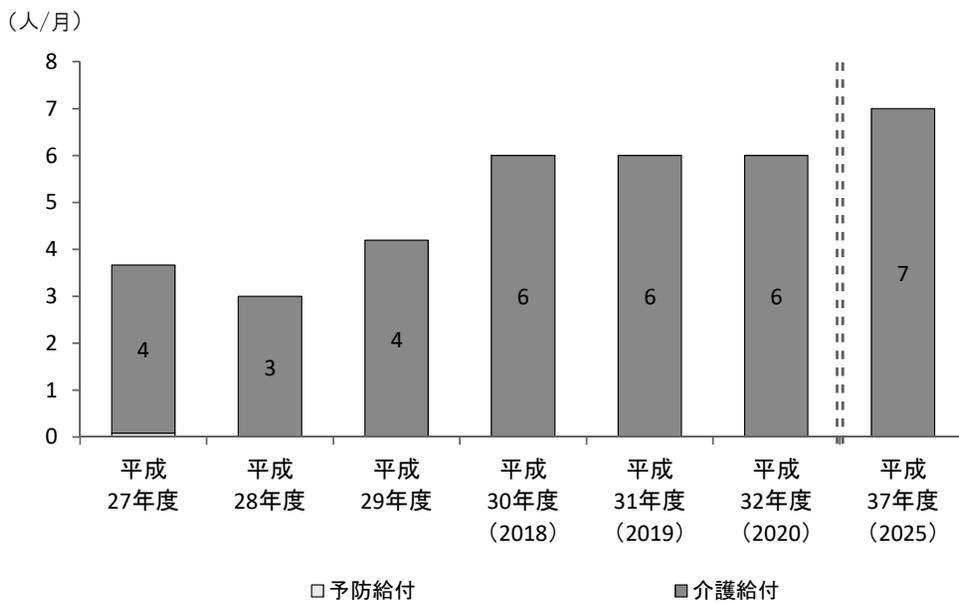
		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
予防給付	回数 (日/月)	20	1	8	12	12	12	14
	人数 (人/月)	2	1	2	3	3	3	4
介護給付	回数 (日/月)	340	378	532	510	534	510	721
	人数 (人/月)	34	38	43	48	50	48	65

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を提供するサービスです。

これまでの実績と今後の要介護認定者[※]数の増加を踏まえ、平成32(2020)年度には、介護給付[※]で月平均6人の利用を見込み、予防給付[※]の利用は見込みません。

■実績及び見込み量



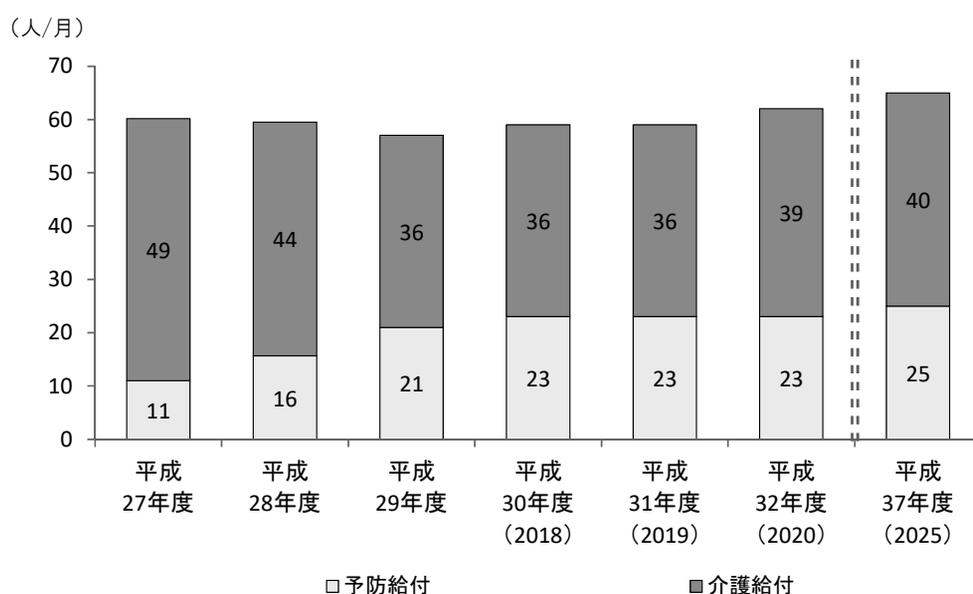
		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
予防給付	回数 (日/月)	0	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	回数 (日/月)	23	29	24	44	44	44	53
	人数 (人/月)	4	3	4	6	6	6	7

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム[※]やケアハウス[※]等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を提供するサービスです。

概ね横ばいでの推移を見込み、平成32(2020)年には、介護給付[※]で月平均39人、予防給付[※]で月平均23人の利用を見込みます。

■実績及び見込み量



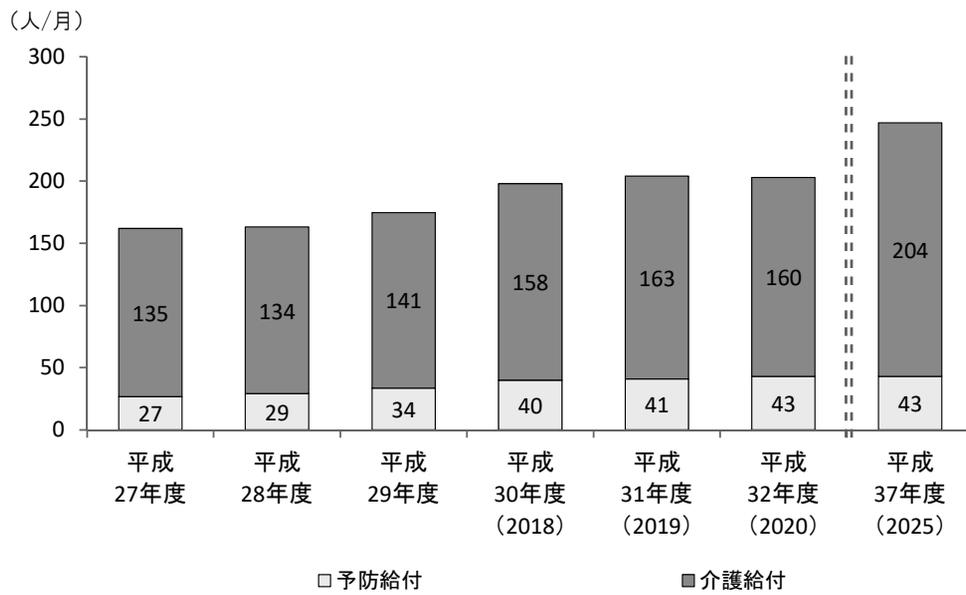
		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
予防給付	人数 (人/月)	11	16	21	23	23	23	25
介護給付	人数 (人/月)	49	44	36	36	36	39	40

(11) 福祉用具貸与

日常生活を送る上で必要とする「車イス」や「特殊ベッド」等の用具を貸与するサービスです。

平成30(2018)年度以降も、要介護認定者^{*}数の増加に伴う利用者の増加を見込みます。

■実績及び見込み量



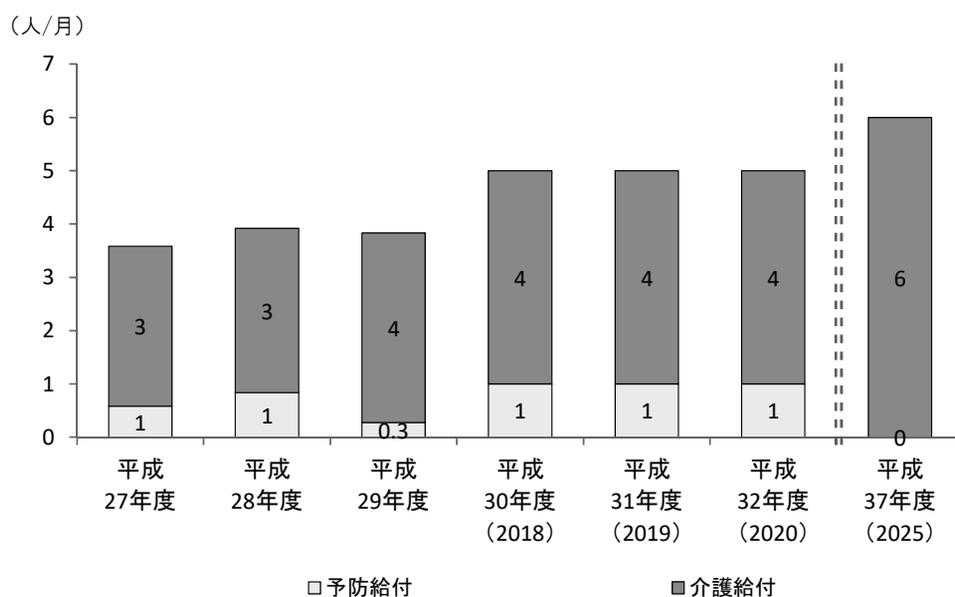
		第6期実績			第7期見込み			平成37年度(2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	
予防給付	人数(人/月)	27	29	34	40	41	43	43
介護給付	人数(人/月)	135	134	141	158	163	160	204

(12) 特定福祉用具販売

「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」等貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具を購入した場合の費用について、自己負担分を除いた差額を償還払いによって支給するサービスです。

これまでの実績及び要介護認定者[※]の増加を踏まえ、介護給付[※]で月平均4人、予防給付[※]で月平均1人の利用を見込みます。

■実績及び見込み量



		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
予防給付	人数 (人/月)	1	1	0.3	1	1	1	0
介護給付	人数 (人/月)	3	3	4	4	4	4	6

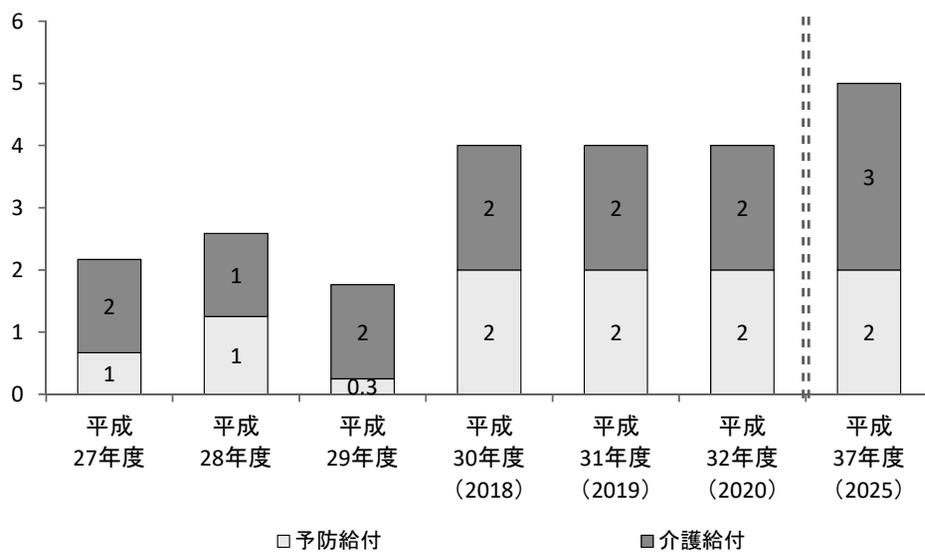
(13) 住宅改修

「手すりの取付け」、「段差の解消」等の住宅改修を行った場合の費用について、自己負担分を除いた費用額を償還払いによって支給するサービスです。

要介護認定者*の増加に伴う利用者の増加を見込み、平成32(2020)年度には、介護給付*で月平均2人、予防給付*で月平均2人の利用を見込みます。

■実績及び見込み量

(人/月)



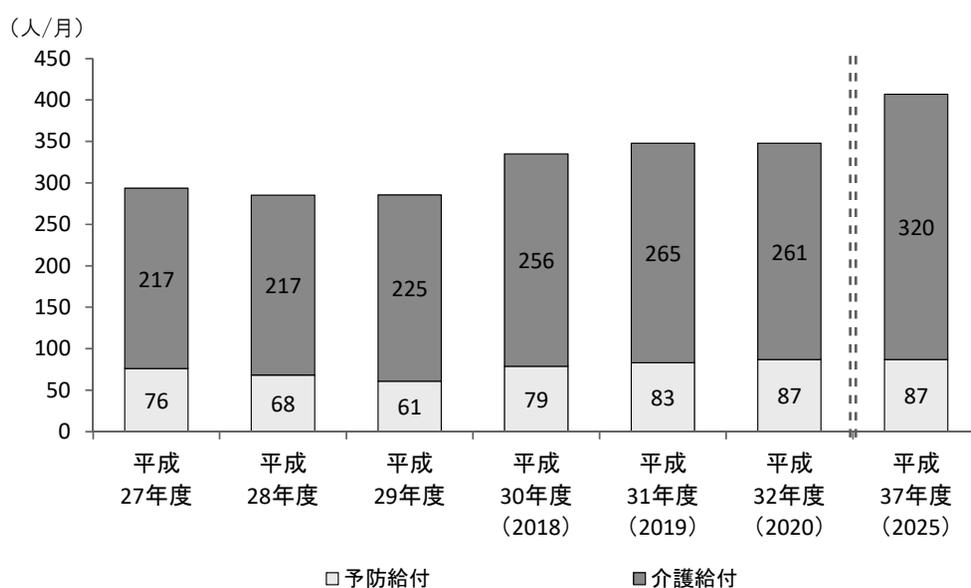
		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
予防給付	人数 (人/月)	1	1	0.3	2	2	2	2
介護給付	人数 (人/月)	2	1	2	2	2	2	3

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービスや地域密着型サービス※（施設・居住系サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン※）の作成やサービス提供事業者との連絡調整等の支援を提供するサービスです。

要介護認定者※の増加に伴う利用者の増加を見込み、平成32（2020）年度には、介護給付※で月平均263人、予防給付※で月平均87人の利用を見込みます。

■実績及び見込み量



		第6期実績			第7期見込み			平成37年度(2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)	
予防給付	人数(人/月)	76	68	61	79	83	87	87
介護給付	人数(人/月)	217	217	225	256	265	261	320

第2節 地域密着型サービスの見込み量

計画期間中における地域密着型サービス※見込み量は、これまでの利用実績及びサービス提供事業所の参入意向等を勘案して推計しています。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら短時間の定期巡回型訪問を行うとともに、利用者からの通報により、電話等による対応や訪問等の随時対応を行うサービスです。

一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯も増加してきており、利用できる環境を整備していく必要があります。近隣に事業所がないため、これまで利用実績がなく、訪問看護等で対応していましたが、今後は、「生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版CCRC）構想」※においても重要な地域サービスになると考えられるため、事業所の参入意向等においても、柔軟に対応していきます。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間に定期巡回や通報による随時の対応を合わせた訪問介護サービスを受けられる地域密着型サービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様、近隣に事業所がないため、これまで利用実績はありませんが、今後は、「生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版CCRC）構想」※においても必要な地域サービスとして、検討していきます。

(3) 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練等を行うサービスです。

町内に事業所がなく、これまでほとんど利用実績はありませんが、認知症高齢者の増加に対応したサービス基盤の強化に向けて、提供する事業者の確保に努めます。

■実績及び見込み量

		第6期実績			第7期見込み			平成 37年度 (2025)
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	
予防給付	回数（回/月）	0	0	0.0	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0.0	0	0	0	0
介護給付	回数（回/月）	16	25	3	21	21	21	43
	人数（人/月）	0.7	1	0.2	1	1	1	2

(4) 小規模多機能型居宅介護

主に認知症高齢者等を対象とし、利用者の様態や希望に応じて、「通い」を中心として、必要に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護を提供するサービスです。

本町では、町内の事業所により「入所・短期入所・通所」のサービスが複合的に提供されており、本サービスの代替的な利用がされている現状から、計画期間においても利用量を見込んでいません。

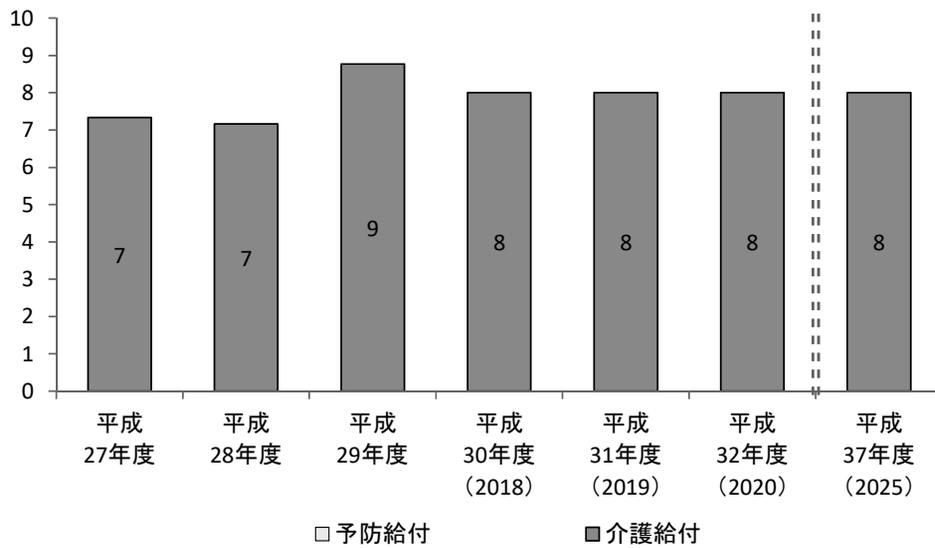
(5) 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を提供するサービスです。

これまでの実績を踏まえ、平成32（2020）年度は介護給付^{*}で月平均8人の利用を見込んでいます。

■実績及び見込み量

(人/月)



		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
予防給付	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0
介護給付	人数 (人/月)	7	7	9	8	8	8	8

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の介護専用型特定施設（有料老人ホーム[※]等）に入居している高齢者に対し、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助や機能訓練及び療養上の世話を提供するサービスです。

第6期での利用実績はなく、第7期においても当サービスの利用は見込みません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の援助を受けるサービスです。

第6期での利用実績はなく、第7期においても当サービスの利用は見込みません。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者等、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービス[※]を組み合わせて提供するサービスです。

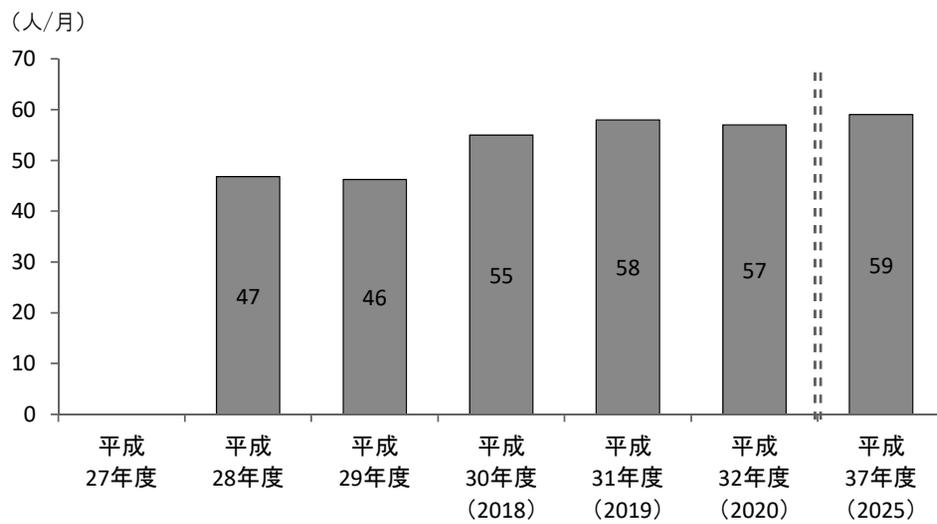
本サービスについては見込み量を計上しませんが、小規模多機能型居宅介護と同様、町内に複合的なサービスを提供する事業所が設置されていることから、訪問看護との密接な連携を促進することにより、ニーズに対応できるサービスの提供に努めます。

(9) 地域密着型通所介護

通所介護のうち、サービス利用者が小規模で、地域住民が主に利用している事業所については、平成28年度から「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービス※に分類されます。

これまでの利用実績及び要介護認定者※数の増加を踏まえ、平成32(2020)年度で月平均57人の利用を見込みます。

■実績及び見込み量



		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
介護給付	回数 (回/月)		402	376	447	472	464	482
	人数 (人/月)		47	46	55	58	57	59

第3節 施設サービスの見込み量

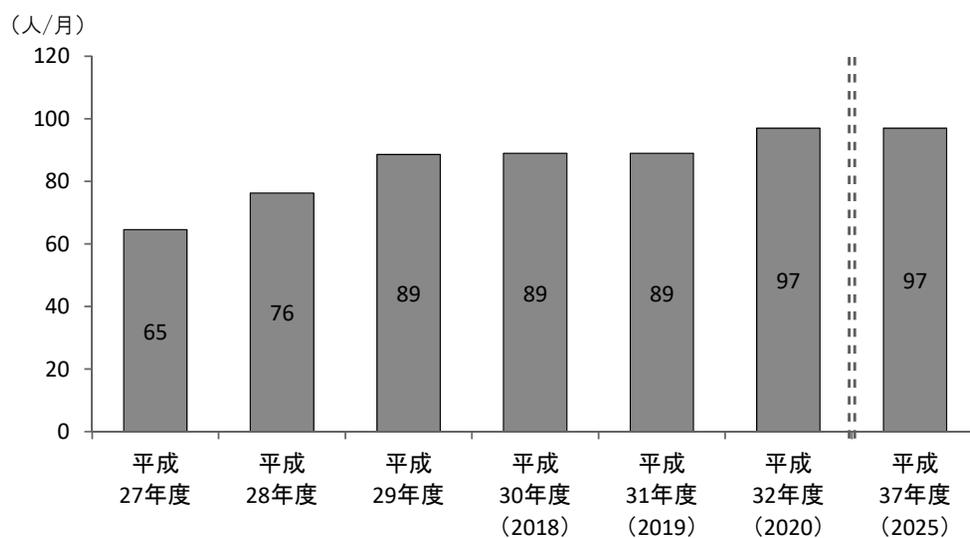
計画期間中の施設サービスの見込み量は、平成24年度から26年度の実績を踏まえ、施設入所ニーズや近隣市町における施設整備予定を考慮して推計しています。

(1) 介護老人福祉施設

居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を提供します。

平成30(2018)年に近隣市に特別養護老人ホームの整備が予定されており、本町からの利用者も見込まれることから、計画期間中の利用者の増加を見込みます。

■実績及び見込み量



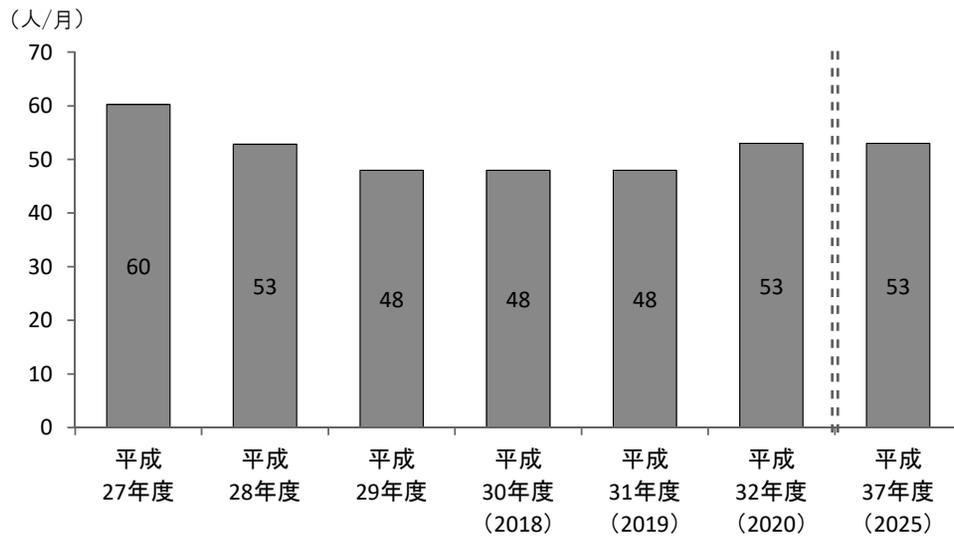
	第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
介護給付 人数 (人/月)	65	76	89	89	89	97	97

(2) 介護老人保健施設

症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他日常生活上の世話等を提供します。

第6期では利用者数が減少してきていますが、医療からの転換分を見込み、平成32(2020)年度には月平均53人の利用を見込みます。

■実績及び見込み量



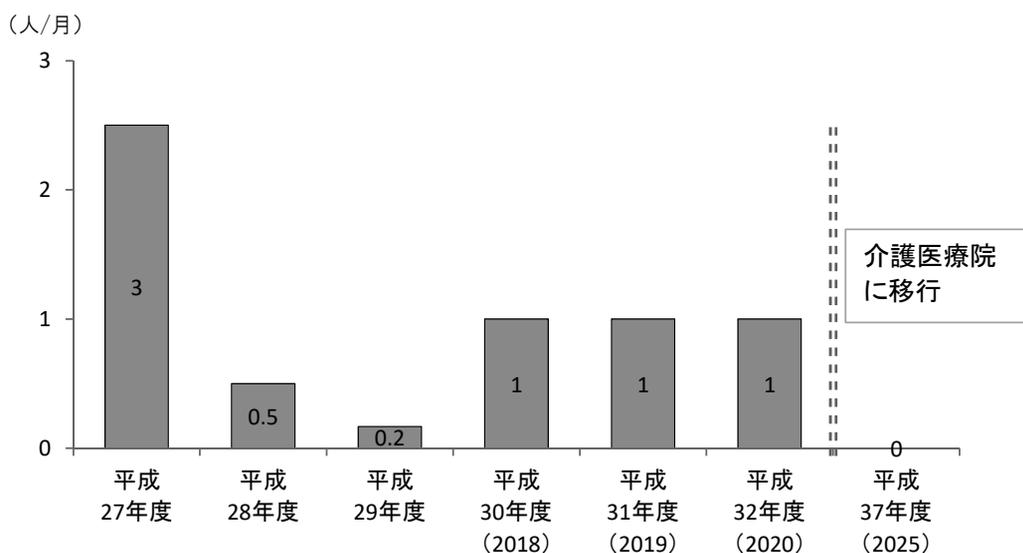
		第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
介護給付	人数 (人/月)	60	53	48	48	48	53	53

(3) 介護療養型医療施設

長期間にわたる療養が必要な要介護者が介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療等を受けます。

これまでの利用実績から、第7期計画期間中は1名の利用を見込みます。

■実績及び見込み量



	第6期実績			第7期見込み			平成37年度 (2025)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
介護給付 人数 (人/月)	3	0.5	0.2	1	1	1	-

第4章 介護保険事業の適正な運営

第1節 サービスの円滑な利用の促進

介護保険事業は、納付された保険料と公費で成り立っている公的制度であり、健全な保険財政運営を図ることはもとより、利用者本位の制度であることを念頭に、保険者として介護サービスの質の向上と体制の充実・強化等について、以下の点に留意しながら取り組みます。

(1) サービスの円滑な提供

要介護等認定申請からサービス利用まで迅速かつ円滑に提供できるよう関係機関との連携や居宅介護支援事業者等へつなぐまでの調整を綿密に実施しています。また、介護認定を受けた後の流れや居宅介護支援事業所一覧等についてパンフレットを作成し、利用者や家族へ配布を実施しています。

引き続き、要介護等認定申請からサービス利用までが迅速かつ円滑に提供できるよう関係機関との綿密な連携や利用者や家族がサービス利用までに混乱しないよう、制度の利用について、わかりやすく周知することに努めてまいります。

(2) 制度の普及啓発

介護保険制度の住民への普及・啓発について、広報紙の掲載・被保険者証・介護保険料関係・認定関係通知等へ関係する内容の説明文を同封しています。また、保健事業や食生活改善会、介護予防サポーター養成講座等、教室関係でも介護保険制度に関する講義を実施しています。

引き続き、介護保険制度の住民への普及・啓発を実施できるよう介護関係の通知等へ同封することや教室関係での講義を実施してまいります。

(3) 利用者負担の軽減

低所得等を理由に適正なサービスを受けられないことがないよう、利用者負担の減免制度の周知に努め、利用促進を図るとともに、相談・申請に対する公正な判断及び迅速な対応に努めます。

また、申請等が困難な高齢者や家族による介護保険サービスの利用を支援するため、地域包括支援センター※による申請代行を行います。

方策	実施内容
① 介護保険サービスの個人負担減免対策	震災や風水害、火災等で財産等に著しい損害を受けたり、世帯の生計維持者の死亡、長期入院、失業等により著しく収入が減少する等の事情がある高齢者（保険料の減免、徴収猶予対象者）を対象に、介護保険サービスの利用料に関する個人負担の減免を図ります。
② 社会福祉法人等による利用者負担の減免対策	住民税が世帯非課税で特に所得が低い人を対象に、訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設サービス等の利用に関わる利用者負担の減免を図ります。
③ 特定入所者介護（支援）サービス費の食費と居住費（滞在費）の負担限度額の設定	短期入所生活介護や施設サービス等を利用する場合に必要な食費や居住費（滞在費）について、所得が低い人を対象に限度額が設けられています。
④ 高額介護サービス費の支給	1か月あたりの利用者負担額（1割、一定以上所得者は2割または3割負担）が高額になり、定められた上限額を超えた場合、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。
⑤ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給	医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、定められた基準額を超えた場合、超えた分を按分してそれぞれの保険者が支給する制度です。

第2節 質の高いサービス基盤の確保

全国的に少子高齢化が進行する中、労働力不足が課題となっており、近年では介護の担い手不足が顕著になってきています。介護ニーズの増大に対応したサービス基盤を確保し、質の高いサービスを提供していくためには、介護人材の育成・確保を図っていく必要があります。

県や事業者、その他関係機関との連携を図りながら、サービスの質及び職員の資質向上に向けた取組を促進するとともに、介護人材の確保に向けた取組を行います。

(1) サービス提供事業所への支援

サービス提供事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行い、事業者のサービスの質の向上を支援します。

また、介護保険サービスを提供している事業者間の連携強化のため、情報交換や研修会の開催等の活動支援を行い、介護保険サービス事業所とのネットワークの充実に努めます。

(2) 介護人材の確保

① 県等との連携による人材の育成・確保

県・関係機関と連携・協力し、介護の仕事の魅力向上や介護人材の確保に係る各種事業の活用促進、事業所における積極的な取組を支援するための情報提供等を行う等、介護人材の確保に向けた取組を行います。

② 福祉体験・学習機会の拡充

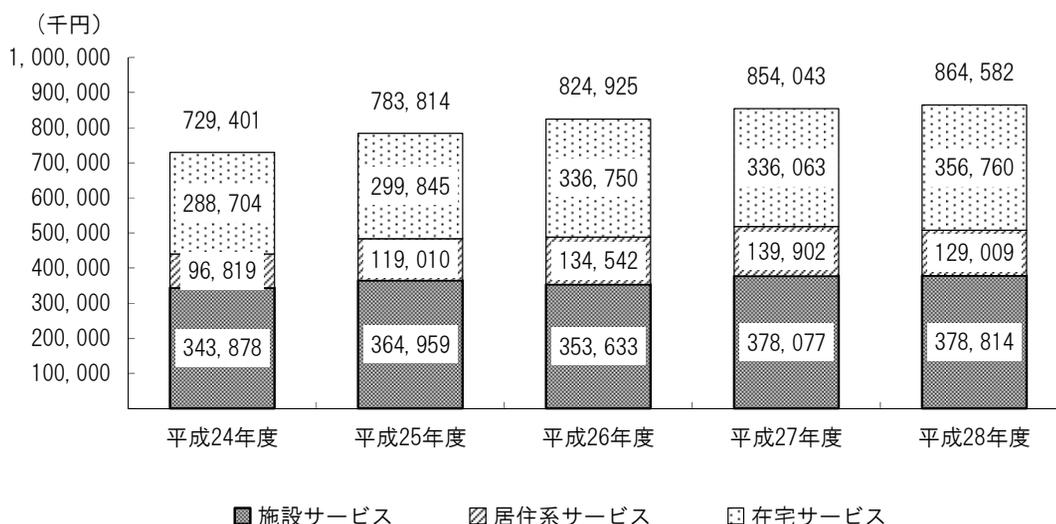
若い世代が介護や福祉に関する仕事に興味を持ち、やりがいや魅力を感じることができるよう、地域活動団体や事業所等の協力を得ながら、ボランティアや介護を体験し、学習する機会の拡充に努めます。

第3節 介護保険事業費の推計

(1) 総給付費の推移

施設サービス、居住系サービス、在宅サービスを合わせた総給付費は平成28年度で864,582千円となっています。要支援・要介護認定者^{*}数の増加に伴い、総給付費も年々増加していますが、伸び率は鈍化傾向がみられます。

■ 総給付費の推移



出典：地域包括ケア「見える化システム^{*}」

第6期の実績値を計画値と比較すると、平成27年度が107.2%、平成28年度が102.5%となっています。

サービス別にみると、特に施設サービスで計画値を上回っています。居住系サービスでは、平成27年度で計画値を大きく上回りましたが、平成28年度は給付費が減少し、計画値の8割程度となっています。

■ 第6期計画値と実績値との比較

給付費	計画値	実績値		対計画比			
		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度		
総給付費	千円	791,453	843,334	854,043	864,582	107.9%	102.5%
施設サービス	千円	346,725	346,055	378,077	378,814	109.0%	109.5%
居住系サービス	千円	122,851	156,617	139,902	129,009	113.9%	82.4%
在宅サービス	千円	321,877	340,662	336,063	356,760	104.4%	104.7%

(出典) 介護保険事業状況報告(年報)

(2) 総給付費の推計

第6期の給付実績を基に、各サービスの1回(1日)あたり給付費を設定し、第7期のサービス見込み量に乗じて算出しています。

第7期の総給付費は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度の3年間で、約28億6千万円になると推計されます。

(単位：千円)

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計	平成37年度 (2025)
予防給付	37,933	38,664	40,136	116,733	41,461
居宅サービス	33,757	34,275	35,535	103,567	36,858
地域密着サービス	0	0	0	0	0
介護予防支援	4,176	4,389	4,601	13,166	4,603
介護給付	891,314	909,228	942,125	2,742,667	1,062,873
居宅サービス	382,595	396,437	393,178	1,172,210	502,865
地域密着サービス	68,587	71,029	70,113	209,729	75,408
施設サービス	400,822	401,001	438,787	1,240,610	434,434
居宅介護支援	39,310	40,761	40,047	120,118	50,166
総給付費	929,247	947,892	982,261	2,859,400	1,104,334

(3) 標準給付費の見込み

保険料算定の基礎となる標準給付費は、「総給付費」に「特定入所者介護サービス費等給付額」、「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」及び「算定対象審査支払手数料」を加えた額となります。

各サービス等の給付額は、これまでの実績の伸びを踏まえて推計しています。

(単位：千円)

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計	平成37年度 (2025)
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	928,759	958,622	1,005,320	2,892,701	1,130,163
特定入所者介護サービス費等給付額	41,354	42,842	44,329	128,525	51,767
高額介護サービス費等給付額	25,413	27,193	28,974	81,580	37,872
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,220	3,473	3,725	10,418	4,986
算定対象審査支払手数料	721	741	761	2,223	860
標準給付費見込額	999,467	1,032,871	1,083,109	3,115,447	1,225,648

(4) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業の費用は、介護予防・日常生活支援総合事業費と包括的支援事業・任意事業費から構成されています。それぞれ前年までの利用実績を基に、高齢者の伸びを勘案して見込んでいます。

(単位：千円)

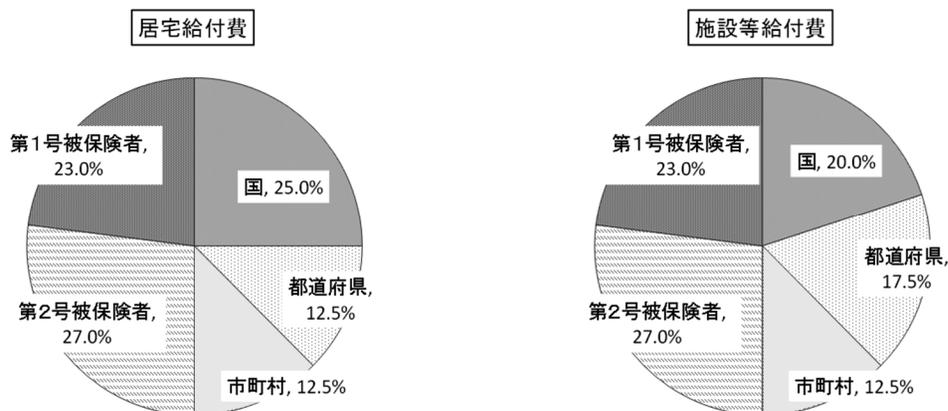
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計	平成37年度 (2025)
地域支援事業費	41,724	42,299	43,320	127,343	48,612
介護予防・生活支援事業	24,863	25,587	26,590	77,040	32,346
包括的支援事業・任意事業	16,861	16,712	16,730	50,303	16,266

(5) 保険料の財源構成

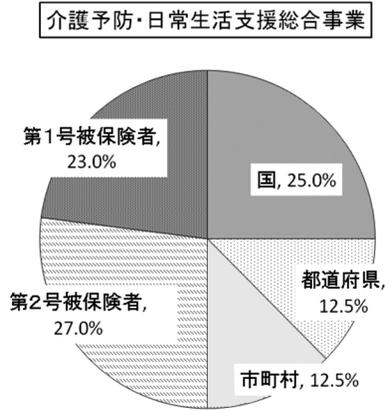
介護保険制度は、国民全体で支え合う社会保険方式を採用し、その財源として、第2号被保険者※(40歳から64歳)と第1号被保険者※(65歳以上)の保険料が半分、国・県・町が半分を負担する構造となっています。

被保険者の負担割合は、第6期計画期間は第1号被保険者※が22%、第2号被保険者が28%でしたが、第7期計画期間においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%と、第1号被保険者の負担率に変更されました。

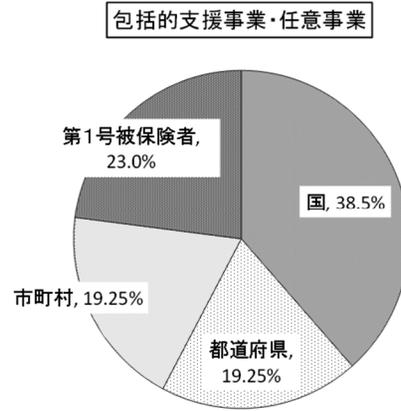
また、国・県・町の負担割合は、居宅給付費については、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、施設等給付費については、国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっており、第6期計画期間と変わりありません。



地域支援事業費についても、介護保険料算定の基準となり、介護予防事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業及び任意事業の財源については、第2号被保険者[※]の保険料は含まれず、第1号被保険者[※]の保険料と国・県・町の負担によって構成されています。



※居宅給付費と同じ負担割合



※第2号被保険者の保険料は含まれません。

第4節 介護保険料の算定

(1) 介護保険料の算定方法

①第1号被保険者負担額相当の算出

平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間の給付費総額のうち、第1号被保険者^{*}が負担する額(全体の23%)を算出します。

②保険料収納必要額の算出

介護保険制度全体の財政調整、安定運営のための「調整交付金」及び「財政安定化基金」の要素を加え、保険料の上昇を抑制するための準備基金及び財政安定化基金から取り崩す金額を差し引いて、第1号被保険者が納める必要額を算出します。

③保険料賦課総額の算出

保険料収納必要額に予定収納率で除して、保険料賦課総額を算出します。

④保険料基準額の算出

保険料賦課総額を第1号被保険者数(所得段階別加入割合補正後)で除して保険料基準額^{*}を算出します。

標準給付費見込み額(A)	3,115,447千円
地域支援事業費(B)	127,343千円
第1号被保険者負担分(C = (A + B) × 23%)	745,842千円
調整交付金相当額(D)	159,624千円
調整交付金見込み額(E)	205,415千円
財政安定化基金償還金(F)	27,852千円
保険料収納必要額(G = C + D - E + F)	727,903千円
保険料収納率(H)	98.60%
保険料賦課総額(I = G ÷ H)	738,238千円
所得段階別加入割合補正後被保険者数(J)	11,180人
保険料基準額(月額 = I ÷ J ÷ 12)	5,503円

(2) 所得段階別保険料

計画期間における所得段階別保険料は、以下のとおりとします。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45	29,700円
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75	49,500円
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	49,500円
第4段階	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	0.9	59,400円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	1.0	66,000円
第6段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円未満の方	1.2	79,200円
第7段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上の方	1.3	85,800円
第8段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上の方	1.5	99,000円
第9段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額300万円以上の方	1.7	112,200円

※第1号被保険者^{*}の保険料は、被保険者本人の所得の状況と世帯の課税状況により、条例によって9段階に分けられています。

※低所得者に対する保険料軽減措置により公費が投入され、負担割合の引き下げによる保険料の軽減があります。

資料編

第1節 御宿町介護保険運営協議会

(1) 御宿町介護保険運営協議会設置要綱

平成12年9月1日告示第48号
改正 平成15年10月1日告示第57号
平成18年4月28日告示第17号
平成25年3月28日告示第2号

御宿町介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項の規定による介護保険事業計画に基づく介護保険事業の適正かつ円滑な実施運営のため、御宿町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 介護保険事業の運営に関する調査及び策定に関する事項
- (3) その他介護保険の円滑な運営に必要な事項
- (4) 地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の運営・設置等に関する次に掲げる事項。ただし、エについて緊急を要し、事前に承認を受けることができないときは、事後に承認を受けるものとする。
 - ア センターの担当する圏域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンター業務の法人への委託又はセンター業務を委託された法人の変更
 - ウ センターの業務委託された法人による予防給付に係る事業の実施
 - エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
 - オ その他介護保険運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要と認める事項
- (5) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員14名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 医療関係者代表 2名
- (3) 保健関係者代表 2名
- (4) 福祉関係者代表 2名

- (5) 被保険者代表 4名
 - (6) 介護事業関係者代表 3名
- (任期)

第4条 委員の任期は3年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号、第3号、第4号及び第6号に掲げる者は、当該職を離れたときには委員の職を失うものとする。
 - 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 会長は、協議会の審議した事項について、そのつど町長に報告しなければならない。
- (庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険所管課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 次の要綱は、廃止する。
 - (1) 御宿町介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成10年告示第44号）
 - (2) 御宿町老人保健福祉計画策定委員会設置要綱（平成10年告示第45号）

附 則（平成15年10月1日告示第57号）

この告示は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日告示第17号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第2号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 御宿町介護保険運営協議会 委員名簿

委嘱期間：平成 29 年 10 月 1 日～平成 32 (2020) 年 9 月 30 日

(敬称略)

No.	区分	所属	氏名	委嘱年月日
1	学識経験者	御宿町区長会長	神定 正壽	H29. 10. 1
2	医療関係代表	青葉クリニック院長	恩田 宏一郎	H29. 10. 1
3	〃	吉野歯科医院院長	吉野 敏明	H29. 10. 1
4	保健関係者代表	夷隅健康福祉センター 副センター長	小高 正博	H29. 10. 1
5	〃	御宿町保健師	鈴木 絵里	H29. 10. 1
6	福祉関係者代表	御宿町民生委員 児童委員協議会会長	井上 宙丈	H29. 10. 1
7	〃	御宿町社会福祉協議会 事務局長	貝塚 克之	H29. 10. 1
8	被保険者代表	第 1 号被保険者代表	伊藤 裕子	H29. 10. 1
9	〃	第 2 号被保険者代表	石井 郁子	H29. 10. 1
10	介護保険事業者 代表	特別養護老人ホーム外房 事務主任	吉田 佐知子	H29. 10. 1
11	〃	ラビドール御宿 介護事業部部长	金谷 剛志	H29. 10. 1
12	〃	ヤックスデイサービス センター御宿 施設長	高梨 政幸	H29. 10. 1

(3) 御宿町介護保険運営協議会 開催状況

※平成 27 年 4 月～平成 30 (2018) 年 3 月

回数	開催日	場所	内容
平成 29 年度 第 1 回	平成 29 年 10 月 12 日	御宿町役場 健康診査室	<p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長・副会長選出について ・ 介護保険事業報告について ・ おんじゅく地域包括支援センター※運営状況報告について ・ 介護予防サービス計画原案委託事業所の承認について ・ 第 7 期介護保険事業計画について
平成 29 年度 第 2 回	平成 29 年 12 月 21 日	御宿町役場 健康診査室	<p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おんじゅくまち 2018 高齢者保健福祉計画、第 7 期介護保険事業計画（素案）について ・ 予防支援及び介護予防ケアマネジメント※業務委託契約事業所の承認について
平成 29 年度 第 3 回	平成 30 年 2 月 6 日	御宿町役場 中会議室	<p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おんじゅくまち 2018 高齢者保健福祉計画、第 7 期介護保険事業計画（案）について ・ おんじゅく地域包括支援センターからの報告について

第2節 第7期計画策定関係会議 開催状況

開催日	場 所	内 容
平成 29 年 5 月 23 日	御宿町役場 保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 〈事務局会議〉 ・策定方法・作業について ・スケジュールについて
平成 29 年 6 月 13 日	御宿町役場 保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 〈事務局会議〉 ・策定スケジュールについて ・その他計画
平成 29 年 6 月 29 日	千葉県庁 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 〈市町村ヒアリング〉第1回 ・高齢化や要介護者の現状と見込み ・計画策定の方向性 ・地域支援事業の充実への対応 ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業
平成 29 年 9 月 25 日	御宿町役場 保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 〈事務局会議〉 ・サービス見込量推計について(第1回) ・計画の構成及び素案について ・策定スケジュールについて
平成 29 年 10 月 26 日	千葉県庁 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 〈市町村ヒアリング〉第2回 ・サービス見込量の推計について ・地域支援事業充実の取組 ・保険料について
平成 29 年 12 月 14 日	御宿町役場 保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 〈事務局会議〉 ・サービス見込量の推計について ・計画素案の検討 ・今後のスケジュールについて
平成 29 年 12 月 15 日	御宿町役場 町長室	<ul style="list-style-type: none"> 〈事務局庁内会議〉 ・サービス見込量の推計について ・計画素案の検討 ・保険料について ・今後のスケジュールについて
平成 29 年 12 月 21 日	御宿町役場 保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 〈事務局会議〉 ・委員会意見等の計画への反映について ・今後のスケジュールについて
平成 30 年 1 月 5 日	御宿町役場 保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 〈事務局会議〉 ・計画素案の検討 ・パブリックコメントの実施について

開催日	場 所	内 容
平成 30 年 1 月 18 日	御宿町役場 委員会室	〈御宿町教育民生委員会協議会〉 ・計画(案)の説明
平成 30 年 2 月 1 日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・パブリックコメント結果と計画への反映について
平成 30 年 2 月 9 日	御宿町役場 保健福祉課	〈事務局会議〉 ・計画(案)の最終確認について
平成 30 年 2 月 19 日	御宿町役場 委員会室	〈御宿町教育民生委員会協議会〉 ・パブリックコメント結果と計画への反映について ・御宿町介護保険条例の一部改正について
平成 30 年 3 月 7 日～20 日	御宿町役場 議場	〈御宿町議会〉 ・計画策定について ・御宿町介護保険条例の一部改正について ・平成 30 年度御宿町介護保険特別会計予算について

第3節 高齢者アンケート調査の結果概要

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

本調査は、「おんじゆくまち 2018 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の策定にあたり、町内にお住まいの65歳以上の方を対象にアンケートを実施し、介護や福祉、生活支援等の施策検討の参考にするために行うものです。

② 実施概要

■介護予防・日常生活圏域^{*}ニーズ調査

- 調査対象：要介護認定^{*}を受けていない方
- 調査期間：平成28年2月25日～平成29年3月24日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：配付数 500票 回収数 366票 回収率 73.2%

■在宅介護実態調査

- 調査対象：在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方
- 調査期間：平成29年1月4日～平成29年5月31日
- 調査方法：訪問員による聞き取り調査
- 回収数：90票

③ 結果のみかた

- 図表は、原則として、回答者の構成比（百分率％）で表しています。
- 図表中の「n」は当該設問の回答者総数を表しており、百分率％は「n」を100％として算出しています。
- 百分率％は、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、選択肢の割合の合計が100％にならない場合があります。
- 複数回答の設問では、すべての比率の合計が100％を超えることがあります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

(2) 介護予防・日常生活圏域[※]調査

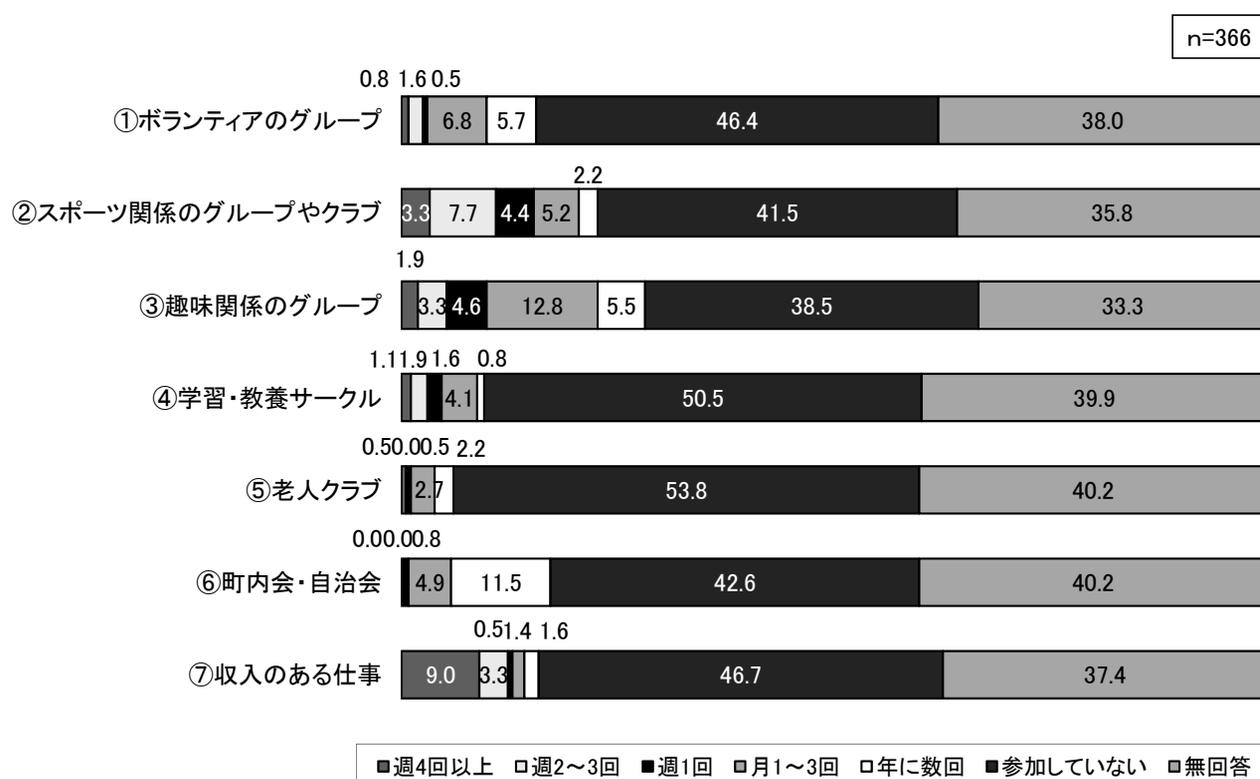
① 地域活動への参加について

○地域での会やグループへの参加状況を見ると、趣味関係のグループが約3割で最も高く、それ以外は1～2割程度となっています。

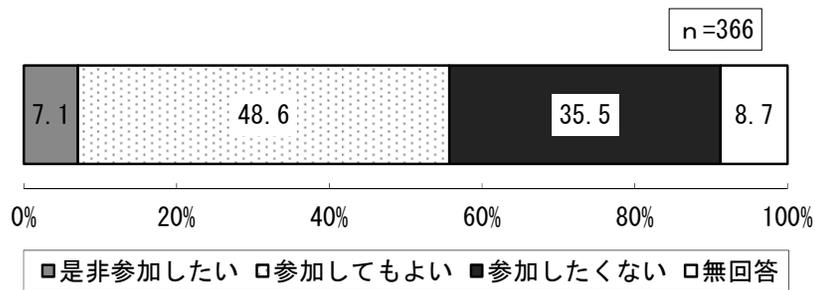
○一方、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向について、6割弱の方が「参加者として」の参加意向を示し、約3割の方が「企画・運営（お世話役）として」の参加意向を示しています。

○超高齢社会では、高齢者自身が「支え手」となることが期待され、そのためにはできるだけ地域で活躍していただくことが重要であることから、こうした意向を踏まえ、地域活動のきっかけづくりと意欲的なリーダーの育成に取り組んでいく必要があります。特に団塊の世代[※]をターゲットとした仕組み・しかけづくりが求められます。

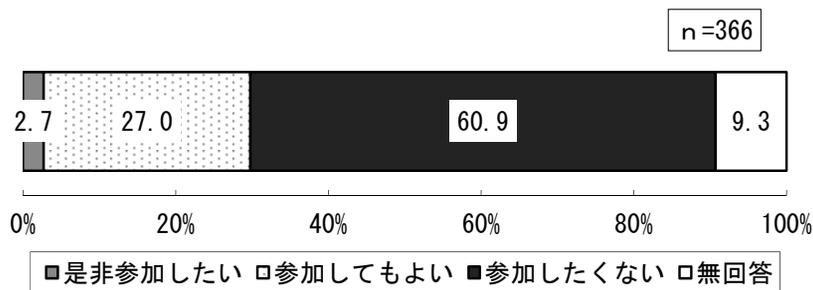
■地域の会・グループ等への参加頻度



■地域住民の有志による健康づくり活動やグループ活動への参加意向
【参加者として】



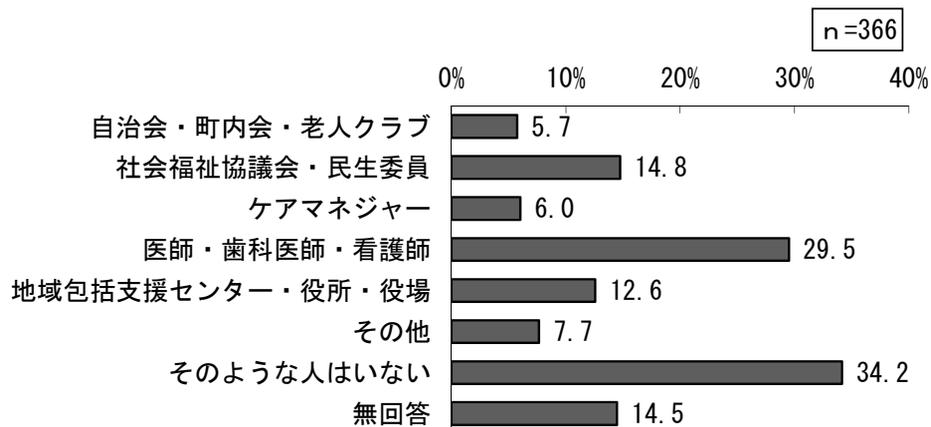
【企画・運営（お世話役）として】



② 地域での相談相手について

○家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手についてうかがったところ、「そのような人はいない」が3割以上で最も高くなっています。

○元気なうちから地域に身近な相談相手を持つことができるよう、各団体・機関の周知や気軽に相談できる体制づくり、地域活動等を通じたつながりづくり等を進めていく必要があります。



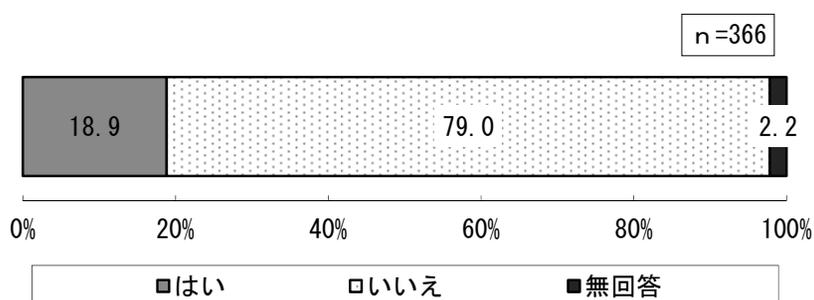
③ 外出支援・介護予防について

○外出を控えているかどうかについてうかがったところ約2割の方が「はい」と回答しています。

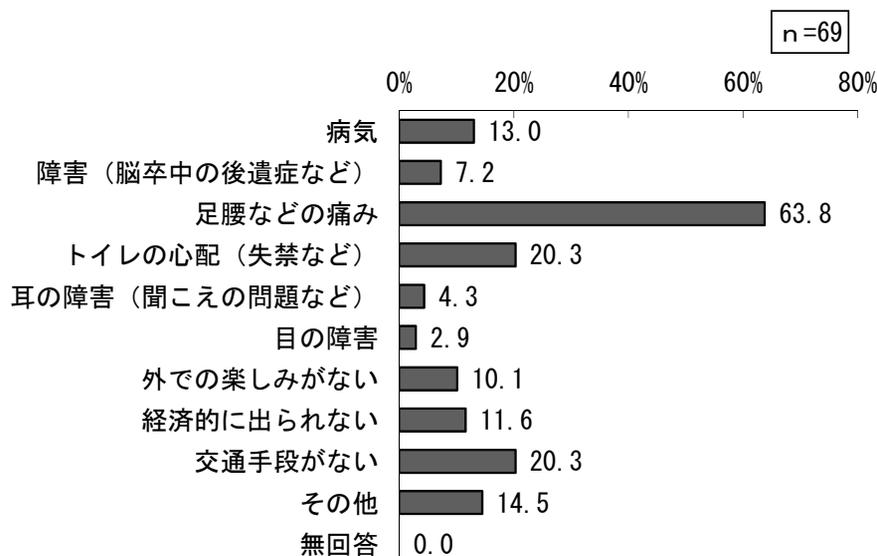
○外出を控えている方に、その理由についてうかがったところ、「足腰の痛み」が63.8%で最も高く、次いで「トイレの心配（失禁など）」、「交通手段がない」（各20.3%）と続いています。

○外出を控えることは、閉じこもり等につながることから、運動器の機能向上や転倒防止等の介護予防に取り組み、積極的に外出できるための健康づくりを推進していくことが必要です。

■外出を控えているか



■外出を控えている理由



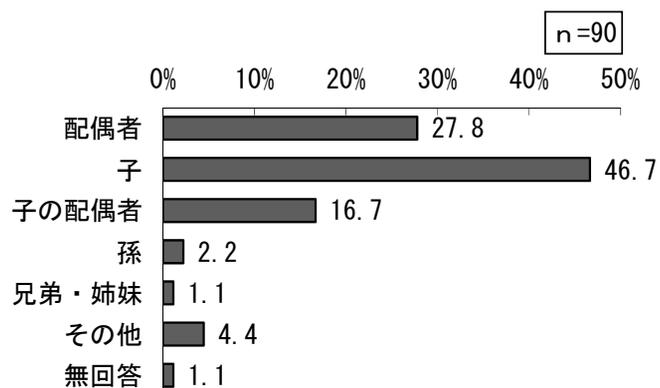
(2) 在宅介護実態調査

① 介護者の状況について

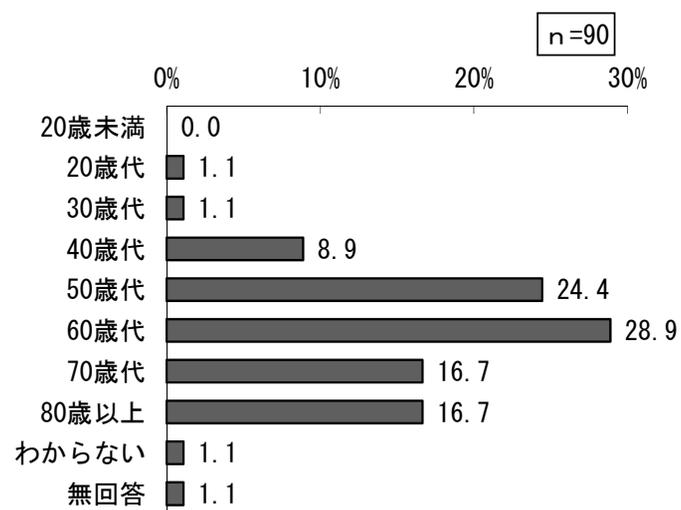
○主な介護者について、「子」が5割弱、「配偶者」が3割弱となっています。

○主な介護者の年齢は、「60歳代」が3割弱で最も高く、60歳代以上が6割を超えており、老老介護の実態がうかがえます。

■主な介護者

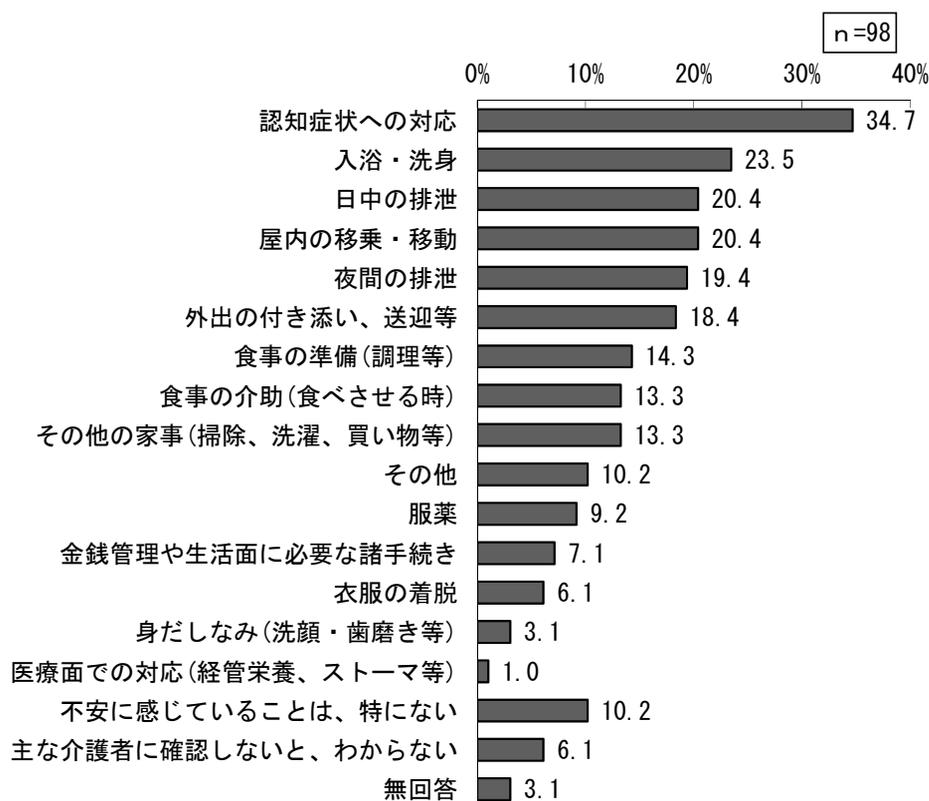


■主な介護者の年齢



- 現在の生活を継続していくにあたって主な介護者が不安に感じている介護等について、「認知症状への対応」が最も高く、次いで「入浴・洗身」、「日中の排泄」「屋内の移乗・移動」と続いています。
- 要介護度別にみると、要介護度が上がるにつれ、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」、「日中の排泄」の割合が高くなっています。
- 在宅生活の継続と介護者の負担軽減に向けて、サービス提供事業所の充実も含め、地域全体で認知症に対する理解を深め、支えていく体制づくりが必要です。

■主な介護者が不安に感じている介護等

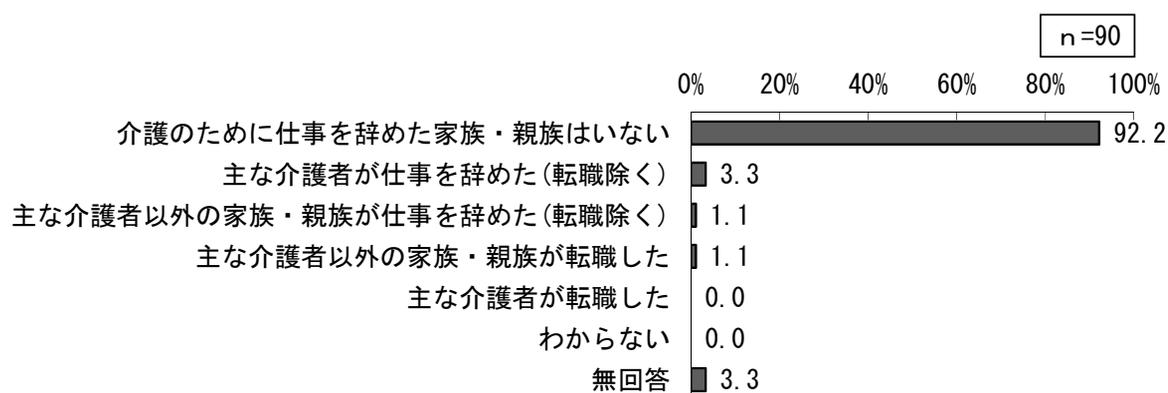


【要介護度別集計（上位 10 項目）】

	合計	認知 症状 への 対応	入 浴 ・ 洗 身	日 中 の 排 泄	屋 内 の 移 乗 ・ 移 動	夜 間 の 排 泄	送 迎 等	外 出 の 付 き 添 い、	食 事 の 準 備	食 事 の 介 助	そ の 他 の 家 事	そ の 他
全体	98 100.0	34 34.7	23 23.5	20 20.4	20 20.4	19 19.4	18 18.4	14 14.3	13 13.3	13 13.3	10 10.2	
要支援	23 100.0	3 13.0	4 17.4	0 0.0	8 34.8	1 4.3	7 30.4	0 0.0	1 4.3	1 4.3	3 13.0	
要介護 1、2	47 100.0	18 38.3	15 31.9	11 23.4	9 19.1	7 14.9	10 21.3	13 27.7	7 14.9	11 23.4	5 10.6	
要介護 3～5	28 100.0	13 46.4	4 14.3	9 32.1	3 10.7	11 39.3	1 3.6	1 3.6	5 17.9	1 3.6	2 7.1	

○介護を主な理由として仕事を辞めた家族や親族の有無について、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 92.2%となっており、主な介護者や家族、親族が仕事を辞めたり、転職した割合は合わせて 5.5%となっています。

■過去 1 年間に介護を主な理由としてやめた家族・親族の有無

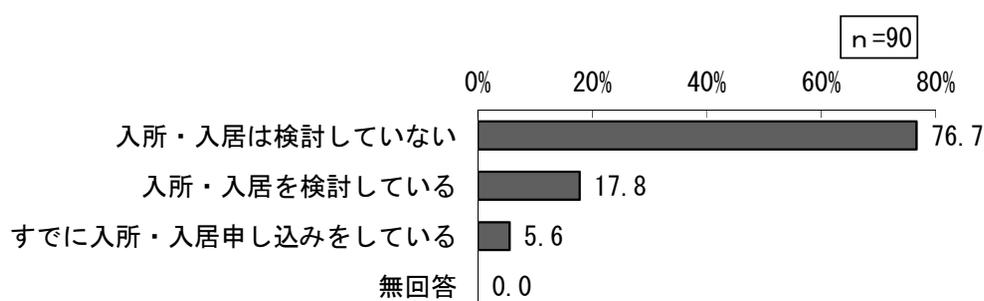


② 施設等への入所・入居意向について

○現時点での施設等への入所・入居の検討状況について、「入所・入居は検討していない」が8割弱、「入所・入居を検討している」と「すでに入所・入居申し込みをしている」が合わせて2割強となっています。

○要介護度別にみると、要介護3以上では「すでに入所・入居申し込みをしている」が約1割、「入所・入居を検討している」が約3割となっています。

■施設等への入所・入居の検討状況



	合計	入所・入居は検討していない	入所・入居を検討している	すでに入所・入居申し込みをしている	無回答
全体	90 100.0	69 76.7	16 17.8	5 5.6	0 0.0
要支援	19 100.0	19 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
要介護1、2	45 100.0	35 77.8	8 17.8	2 4.4	0 0.0
要介護3～5	26 100.0	15 57.7	8 30.8	3 11.5	0 0.0

第4節 事業者アンケート調査の結果概要

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

本調査は、「おんじゆくまち 2018 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の策定にあたり、サービス提供事業所の状況や課題、ご意見をうかがい、サービス見込み量の推計や確保の方策の検討等に活用するために行うものです。

② 実施概要

- 調査対象：町内及び近隣のサービス提供事業所
- 調査期間：平成29年10月27日～平成29年11月10日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：配付数 47事業所 回収数 32事業所 回収率 68.1%

③ 結果のみかた

- 図表は、原則として、回答者の構成比（百分率％）で表しています。
- 図表中の「n」は当該設問の回答者総数を表しており、百分率％は「n」を100％として算出しています。
- 百分率％は、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、選択肢の割合の合計が100％にならない場合があります。
- 複数回答の設問では、すべての比率の合計が100％を超えることがあります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

(2) 調査の結果概要

① 提供しているサービス

事業所が提供しているサービスは、「居宅介護支援」が15事業所(46.9%)で最も多く、次いで「通所介護(地域密着型含む)」10事業所(31.3%)、「短期入所」9事業所(28.1%)と続いています。

サービスの種類	回答数	%
訪問介護	8	25.0%
訪問入浴介護	1	3.1%
訪問リハビリテーション	2	6.3%
通所介護(地域密着型含む)	10	31.3%
通所リハビリテーション	6	18.8%
短期入所	9	28.1%
認知症対応型通所介護	1	3.1%
福祉用具貸与	1	3.1%
居宅介護支援	15	46.9%
介護老人福祉施設	4	12.5%
介護老人保健施設	4	12.5%
総合事業(訪問型サービス)	1	3.1%
総合事業(通所型サービス)	2	6.3%

② サービス利用の状況及び今後の事業展開

サービスの利用状況及び今後の事業展開について、利用ニーズでは、「居宅介護支援」で5事業所が「増加」、利用者数では、「居宅介護支援」で4事業所、「通所リハビリテーション」で3事業所が増加と回答しています。

今後の利用展開では、「居宅介護支援」と「介護老人福祉施設」でそれぞれ1事業所が「拡大」としています。

サービスの種類	利用ニーズ			利用者数			今後の事業展開		
	増加	横ばい	減少	増加	横ばい	減少	現状維持	拡大	縮小・廃止
訪問介護	2	5	1	1	5	2	8	0	0
訪問入浴介護	0	1	0	0	1	0	1	0	0
訪問リハビリテーション	1	1	0	1	1	0	1	1	0
通所介護(地域密着型含む)	1	6	2	1	4	4	9	0	0
通所リハビリテーション	2	4	0	3	3	0	6	0	0
短期入所	1	4	2	2	3	2	7	0	0
認知症対応型通所介護	1	0	0	1	0	0	1	0	0
福祉用具貸与	0	1	0	0	1	0	1	0	0
居宅介護支援	5	9	1	4	10	1	12	1	0
介護老人福祉施設	1	1	1	1	1	1	2	1	0
介護老人保健施設	1	3	0	1	3	0	4	0	0
総合事業(訪問型サービス)	0	1	0	0	1	0	1	0	0
総合事業(通所型サービス)	0	2	0	0	2	0	2	0	0

③ 緩和基準サービス（サービスA）について（訪問介護・通所介護事業所のみ）

【実施の有無】

訪問介護及び通所介護事業所のうち、緩和基準サービス（サービスA）を「実施している」事業所が3事業所となっています。

実施の有無	回答数	%
実施している	3	14.3%
実施していない	9	42.9%
無回答	9	42.9%

【今後の参入意向】

緩和基準サービス（サービスA）を実施していない事業所のうち、「参入意向（予定）がある」事業所は2事業所となっています。

参入意向	回答数	%
参入意向(予定)がある	2	22.2%
参入するつもりはない	3	33.3%
わからない	4	44.4%

④ 御宿町の利用者にとって不足していると感じるサービス（居宅介護支援事業所のみ）

居宅介護支援事業所に、御宿町の利用者にとって不足している介護保険サービスをうかがったところ、「訪問リハビリテーション」、「通所リハビリテーション」、「短期入所」がそれぞれ6事業所で最も多くなっています。

サービス名	回答数	%
訪問介護	4	26.7%
訪問入浴介護	1	6.7%
訪問看護	1	6.7%
訪問リハビリテーション	6	40.0%
通所介護	4	26.7%
通所リハビリテーション	6	40.0%
短期入所	6	40.0%
居宅療養管理指導	2	13.3%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	6.7%
夜間対応型訪問介護	1	6.7%
認知症対応型通所介護	4	26.7%
小規模多機能型居宅介護	2	13.3%
看護小規模滝の型居宅介護	1	6.7%
その他	1	6.7%

第5節 用語解説

用語	説明	掲載ページ
あ 行		
一般介護予防（事業）	要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、すべての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。	37、50、53
インセンティブ	人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激、誘因。	44
か 行		
介護給付（費）	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護等の居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービス等がある。	14、61、62、64～76、78、79、81～84
介護支援専門員	「ケアマネジャー」参照。	36、37、49、55、56、58
キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。	62
ケアハウス	「軽費老人ホーム」参照。	35、72
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。	61、62、76
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。	44、49、55、99
ケアマネジャー	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。	24、47、60、61
軽費老人ホーム	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。 A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として60歳以上の人が対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人。	35

用語	説明	掲載ページ
権利擁護	認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助等を行うこと。	3、13、15、36、37、47、54
後期高齢者	75歳以上の高齢者。	2、6、7、10、12、20、42、61
コーホート変化率法	コーホートとは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のこと。「コーホート変化率法」は、各コーホートについて、過去における人口の推移から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。	7
さ 行		
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。	35
作業療法士	「理学療法士及び作業療法士法」で定められる国家資格。手芸、工作等の作業によりリハビリテーションを行う専門職。	67
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。 御宿町社会福祉協議会 所在地：御宿町久保 1135-1 電 話：0470-68-6725	29、30、31、32、33、36、37、39
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。	47
住所地特例	介護保険の被保険者が、他市町村にある介護保険住所地特例対象施設に入所し、施設所在地に住民票を異動した場合は、入所前の市町村が保険者になるという制度。	34、35
生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版CCRC）構想	町内に住む元気な高齢者やケアを要する高齢者を主な対象者とし、誰もがいつまでも安心して生き生きと暮らせるまちづくりを目指すことをコンセプトにし、平成29年3月に策定。平成29年度には、推進協議会やワークショップ等を開催し、住民の意見を踏まえながら、構想に基づく項目を含め、生涯活躍のまちを形成するために必要な取組を整理し、具体化に向けた詳細検討を実施している。平成30年1月には、国へ地域再生計画「生涯活躍のまち・おんじゅく（おんじゅくまるごと生涯活躍・安心のまち）」を提出したところである。住民と行政の協働により、生活支援支え合いと多世代交流の仕組みづくりや、地域資源を活かした産業の振興や起業等、交流人口の増加、移住促進を図り、医療機関や福祉・介護と連携して地域住民と移住者が安心して暮らせるまちづくりを推進していく。	19、35、48、49、77

用語	説明	掲載ページ
新オレンジプラン	厚生労働省が関係府省庁と合同で平成 27 年 1 月 27 日策定。団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 (2025) 年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でのよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的に推進していく「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を指す。	44
生活支援コーディネーター	地域で多様な主体によるきめ細かな生活支援体制の整備を進めていくため、サービスの担い手の養成や連携体制づくりなど、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う人のこと。	58、59
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。	22、25
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。	36、37、47、54、63
前期高齢者	65 歳以上 75 歳未満の高齢者。	6、7
た 行		
ターミナルケア	終末期において、主に痛みの緩和等を中心に行われる医療や介護のこと。	44
第 1 号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の住民。	90、91、92、93
第 2 号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。	46、90、91
多様なサービス	ここでは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけられている「訪問型サービス」及び「通所型サービス」において創設されたサービスを指す。従来の介護予防給付相当サービスに加え、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス（サービス A）、住民主体による支援（サービス B）、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス（サービス C）等がある。	48、49
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から昭和 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。平成 37 (2025) 年には、すべての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費等様々な分野に影響が出るものと考えられている。	2、6、42、103
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	14、15

用語	説明	掲載ページ
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。	44、47、53、59
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。 御宿町地域包括支援センター 所在地：御宿町役場保健福祉課内 電話：0470-68-6716	23、24、33、38、44、47、49、50、54、57、58、59、85、96、99
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。	15、42、68、76、77、80、81、96
特定健康診査	40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。	20
特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスをを行う保健指導をいう。	23
な 行		
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内にいくつかを設定される生活圏域。	102、103
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したものの。	37
認知症コーディネーター	認知症の人と家族を支援するための地域資源を把握し、関係機関相互のネットワークを活用しながら、特に初期の対応や生活環境の変化（入退院時等）の際など、連携を円滑に進めていくために、専門職に対する助言等支援を行う人のこと。	59
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」を付けてもらう。	37、62

用語	説明	掲載ページ
認知症サポート医	かかりつけ医への研修・助言をはじめ、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師のこと。	37、59
認知症初期集中支援チーム	認知症や認知症が疑われる人とその家族を複数の専門職が訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。	47、59
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。	47、59
は 行		
保険給付費	介護保険サービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。	2
保険料基準額（月額）	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したもの。	92
ま 行		
見える化システム	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域別の特徴や課題、取組等を把握できるように、介護・医療関連情報を共有（「見える化」）するためのシステムで、厚生労働省が構築し、運用されているもの。「現状分析」機能、「実行管理」機能、「将来推計」機能、「取組事例」参照機能が備わっている。	88
民生委員（児童委員）	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。	26、54、59
や 行		
有料老人ホーム	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。	35、72、80
要介護認定（者）	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。	9、10、50、61、64、67、71、73～76、81、88、102

用語	説明	掲載ページ
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。 特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。	28、34
予防給付	「介護予防通所介護」等、要支援1・2の対象者に実施される給付のこと。	42、47、50、64～76、78、79、96
ら 行		
理学療法士	「理学療法士及び作業療法士法」で定められる国家資格。運動やマッサージ、機器を用いた治療等によりリハビリテーションを行う専門職。	22、50、53、67

おんじゅくまち

2018 高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画
(2018～2020)

発行日 平成30年3月

発行 御宿町

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522

TEL 0470 (68) 6716

FAX 0470 (68) 7182
